

## 令和3年第3回浅川町議会定例会

### 議事日程（第3号）

令和3年9月10日（金曜日）午前9時開議

- 日程第 1 認定第 1号 令和2年度浅川町一般会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 2 認定第 2号 令和2年度浅川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 3 認定第 3号 令和2年度浅川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 4 認定第 4号 令和2年度浅川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 5 認定第 5号 令和2年度浅川町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 6 認定第 6号 令和2年度浅川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 7 認定第 7号 令和2年度浅川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 8 認定第 8号 令和2年度浅川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 9 認定第 9号 令和2年度花火の里ニュータウン汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
て  
日程第10 認定第10号 令和2年度浅川町上水道事業会計決算の認定について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（12名）

1番	菅野朝興君	2番	兼子長一君
3番	会田哲男君	4番	木田治喜君
5番	岡部宗寿君	6番	渡辺幸雄君
7番	金成英起君	8番	須藤浩二君
9番	上野信直君	10番	角田勝君
11番	水野秀一君	12番	円谷忠吉君

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	副町長	藤田浩司君
教育長	真田秀男君	総務課長	岡部真君
会計管理者	菊池三重子君	建設水道課長	生田目聡君

税務課長	我妻美幸君	住民課長	関根恵美子君
保健福祉課長	佐川建治君	農政商工課長	坂本克幸君
学校教育課長	高野喜寛君	社会教育課長	生田目源寿君
代表監査委員	小針藤助君		

---

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	八代敏彦	主事	生方健人
--------	------	----	------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、暑い方は上着を脱いでも結構です。

---

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎町長報告

○議長（円谷忠吉君） ここで、町長より行政報告の追加及び資料訂正の報告があります。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 改めて、おはようございます。

まず、追加の行政報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

令和3年9月6日以降、町内で15例目から18例目の陽性患者が確認されました。いずれも既陽性者との接触歴ありとの事例であります。

なお、10歳未満の患者確認は町内で初ではありますが、こども園や小中学校等の運営には支障ありませんので、ご報告申し上げます。

次に、提出議案に係る資料の訂正についてであります。

認定第1号 令和2年度浅川町一般会計歳入歳出決算の認定についてに誤りがありましたので、訂正をお願いするものであります。

詳細は、担当課長から説明させていただきます。

大変申し訳ありませんでした。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） 皆様には大変ご迷惑をおかけしまして、誠に申し訳ございませんでした。

おわび申し上げますとともに、決算書の数値の修正のほうをお願いしたいと思います。

訂正いたしますのは、一般会計決算書の21、22ページにあります13款1項1目農林水産業費分担金、1節農業農村整備開発事業分担金（過年度分）でございます。

こちらにつきまして、調定額及び収入未済額に147万4,783円の計上漏れがございました。ここに数値が入ることによりまして、各合計額が変更となります。

修正となる場所につきましては、A4一枚あります訂正正誤表に丸数字及びページ数が記載してございます。そのほか、決算書のコピーのほうに見え消しで、赤字修正、数字のほうを入れておりますので、こちらのほうの数字が正しいものとなりますので、修正のほうをお願いいたします。

今後はこのようなことがないように十分注意して業務のほう行っておりますので、今後ともご指導のほうよろしくお願ひしたいと思います。

どうも申し訳ございませんでした。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） ただいまの報告に伴いまして、決算の補足説明の際に作成しました5枚綴りの令和2年度一般会計及び特別会計決算額一覧表という1枚目に書いてある5枚つづりの資料のうち3枚目、3ページの数値が訂正となります。赤字になっているところが訂正箇所でございます。

差し替えのほうよろしくお願ひいたします。

大変申し訳ありませんでした。

---

#### ◎認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、認定第1号 令和2年度浅川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

審議の方法であります。歳入については款ごとに質疑を行い、歳出は款の項ごとに質疑を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

それでは、歳入については款ごとに質疑を行い、歳出は款の項ごとに質疑を行うことにいたします。

初めに、歳入について質疑を行います。

1款町税、15ページ。

ないですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1款1項、2項、3項に関して、全体として税の収納率が高い水準となっております。どのように取り組まれているのか伺いたいと思います。

それから、2つ目として、納税困窮者への配慮というのは当然必要だというふうに思うんですけども、これはどのようにされているのか伺いたいと思います。

3点目として、町民税、固定資産税の不納欠損の各件数と主な理由について伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、我妻美幸君。

○税務課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

1点目ですが、どのように徴収に取り組んだかということですが、徴収業務におきましては、法令に基づいた滞納者への督促状の送付のほか、7回の催告733件を行いました。

これにより納付及び相談のない方にはさらに電話催告、延べ17日で172人を行いまして、電話でも話ができなかった場合には臨戸徴収、延べ3日、3人を行ったところです。徴収事務に当たりましては、滞納者の方とお話をして納税相談を受け、無理のない納付を約束してもらって納税額の減少に努めました。

それから、全体的な収納率向上としましては、口座振替を推進していることと、コンビニ納付の利用により納税の利便性が向上したことが主な要因であると思われまます。

次に、2点目の納税困窮者への配慮はということですが、個別の納税相談により、一律の対応ではなく、納税意識を持っていただいた上で丁寧な説明と対応を心がけ、納税者の状況に応じた無理のない納付を約束していただき納税をしていただくような形を取らせていただきました。

それから、3点目の町民税、固定資産税の不納欠損の各件数と主な理由ですが、不納欠損の件数ですと16名、前年度より1名の減、固定資産税ですと41名で3名の減となりました。それから、理由なんですけれども、納付催告を行っても反応や納付がない方、訪問しても会えないまたはお話しすることができない、そのほか預金調査などの対応をした結果でも納付されない者、または納付していただいても納税額が一定額にならないなどによりやむを得ないものを不納欠損としましたところです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 不納欠損の会えない、話ができないというのは、要するにどこにいるか分からないというふうな方なんですか。請求もしようがない、取りようがないと、こういう方だということなんですか。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、我妻美幸君。

○税務課長（我妻美幸君） 会えない方とか、電話ですと何回電話してもつながらないという方がいらっしゃいます。

会えない方も不在の方であったり、一応不在の場合には訪問させていただきましたというようなお手紙を置いてくるんですけども、それでも連絡がない方です。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 電話しても電話に出てもらえないというだけで不納欠損にはしてはいないと思うんです。電話をしてもつながらないし、行っても話ができない、どうしてもなくて結局不納欠損せざるを得ないと、取りようがないと、こういう状況なんでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、我妻美幸君。

○税務課長（我妻美幸君） そうですね、こちらから何度か電話なり訪問なりをするんですけども、相手のほうから何の連絡もございません。そういう方につきましては、やむを得ず残ってしまうという形になります。

○議長（円谷忠吉君） ほかにないですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 一つは今の不納欠損の状況ですけれども、これは成果表にはいろいろ督促の状況とか数字なんかも出ております。しかし、なんか今の説明では、すっとこないというふうに私感じるんですが。例えば不納欠損をしてもよいというそういう決まり、定めは、行方不明だとか死亡したとか、あるいはもう何十年もたって時効になったと。あるいは本当に生活が困窮し支払い能力がないんだというような、そういう場合はやっぱり生活保護とか様々なほかの状況があるわけですから、そういうものにいかないんだと思うんです。そういう分類をした状況はどういうふうになっているんですか。

例えば、会えなかったという中には、今、質問ありましたけれども、行方が分からないとか、それから、3回も4回も5回も行ったのに本当会えないとか所在が不明だとか、いろいろそういうことあると思うんです。もう少し不納欠損の定めに従って、どういう項目で何人、どういうポイントで何人という、そういうふうに分かりやすくご答弁いただけないかなというのが1つであります。

それから、歳入の件で今、話されました正誤表、あるいは比較表、これで各課長が説明をしました。私は、決算に対する質問の要旨という中で通告をいたしましたんですが、こういうことがなぜ起きたのか。その原因は何ですか。

というのは、私、長い間お世話になって、議員として初めて、こういう漏れが出てきたというのは初めてです。これは、私は決算書を見ていてすぐに分かったんです、何かこれおかしいぞと。不納欠損もしていない。それなのにこのあれがどこかに消えちゃったと。こういうのはどうなんでしょう、あり得ないことなんです。

だから、これは単なるミスなのか。私は、どうもそこどころがすっとこないんです。

でも、例えば予算を編成したり、決算書をつくる、そういう時点でもう数字の誤り、そういうものを一つ一つ点検するんだと思うのです。特に担当課長、総務課長、財政係長こういう方々が幾重にも渡ってやっているのに、こういうことが出てくるというのは一体どういうことなのか。とにかく初めての経験だったものですから、通告には出しました。

私は、この正誤表が出されましたけれども、これは今年の予算にも関係しますよね。これは、だから、例えば、こういう項目が例えば147万4,783円の収入未済額がどこかに消えちゃったわけですから。どこかにという言い方ないですけれども。そうすると、今年の予算書、私見ても、14万7,000円が計上されているだけなんです。14万7,000円というのは、これ147万の変更というのは、これどういうことなのかなと。こういうふうに分からないんです。

ですから、これはちょっと分かりやすく、なぜこういうことが起きたのか。そして、いわゆる一つ一つ段階を踏んで、承認をされてハンコを押して、こういう書類となるわけですけれども、この時点でなぜ見つけることができなかったのか。

これは、私は特に農村整備の、振り返ってみますと広域農道の事業の中で広域農道事業をやるというのは、なぜやるのかということでその原因をつくる計画を出すんですね、国に。この場合、こういう事業をやるためにもこの農道が必要なんだということで、圃場整備とかあるいは客土とか、圃場のオサドオシというんですかそういう改善、そういうことがあの沿線の地域で計画が出されてそれを国が認めて、あの時にもいろいろ問題になりました。ああいう山を削り危ないような道を何でつくるんだということで、私らも論陣を張りましてけれども、できちゃいまして、道路というのはできれば便利なので。

ただ、しかし、冬になると危険な道路であるというようなこともあって、あれだけの、平田まで行く、当面は石川の中田のところまで下りるんですけども、そこまでの何億という予算をもっと違う点で農業の振興に役立てたらいいだろうというような質問をしたこともあります。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） はい。

○議長（円谷忠吉君） 趣旨が違うし、もう少し簡潔にお願いします。

○10番（角田 勝君） いや、趣旨は違わないと思うんです。

ただ、やっぱりこれがなぜ起きたのかというのは、ほとんどの議員さんも分からないんです、広域農道のそういう整備のための個人の分担金が未納になった金なんだということは分からないですよ、私はちょっと古いものですからそういうことが分かってちょっと説明を長くしてしまいましたが、そういうことであります。

ですから、この正誤表だけでは済まない、今年予算書にもやっぱりぴんとこなくてはならないことになると思うんです。だから、さらにこのそこまで累が及ぶのではないかとということと、なぜこういう初歩的なミスが出てきたのかと。その点検はどうだったのか。それをお伺いしたいと思うんです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、我妻美幸君。

○税務課長（我妻美幸君） 連絡を取れない方についてなんです、そういう方につきましては、昨年度は預金調査や給与照会を行いまして、一定の財産、預貯金があり担税能力があると判断した場合には、差押えを実行いたしました。給与差押えにつきましては、生活保障費等の差押え禁止額が定められておりますので、給料の金額から差押え禁止額を差し引いた差押え可能金額により差押えを実行いたしますが、納税者と会社側の信頼関係であったり、生活保障費を差し引いた残りの差押え可能金額がマイナスになるなど、なかなか難しい状況にあります。

それで、昨年差押えの状況のなんですけれども、給与等照会をかけたものが63件、給与で12件、預金のほうが51件、うち預金差押えで3件75万1,912円。所得税還付金差押えでは2件で1万3,593円、交付要求が1件ありまして25万4,500円。町税還付金差押え1件1,400円。出資金差押えは、収納が令和3年度となりましたが、1件で22万9,000円の収納がありました。

差押えとしては合計8件で125万405円となりました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） お答えいたします。

まず、予算のほう、令和3年度予算に関する影響とのことですが、予算額のほう14万7,000円のほう計上してございます。こちらは、毎年先ほどの147万何がしが繰越ししておりますので、その10分の1程度何とか徴収したいなということで、予算のほうには14万7,000円のほう載せてございます。

今回、令和2年度もですが、14万7,000円のほう予算のほうに計上しておりました。その後、繰越しが完了いたしまして、147万何がしのほうが調定額として本来上がるところでしたが、繰越し、毎年140万幾らということはおつたんですが、伝票のほうの繰越し処理の中で伝票のほうの繰越しが抜けてしましまして、調定漏れ

と申しますかそれがございまして、こちらちょっと計上のほうが漏れたという形になっております。

数字のほう、私のほうもチェックいたしておりましたが、当然毎年のことですので計上されている、伝票のほうは切られているものと思い込んでおまして、こちらのほうチェック漏れをいたしてしまいました。

誠に申し訳ございませんでした。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 私のほうから再度ですが、収入未済額と予算の関係についてご説明したいと思えます。

決算書の15ページ、16ページに町税等が載っているかと思えます。これを例に再度ご説明申し上げますと、個人町民税の中で現年課税分、予算額が2億4,168万6,000円で、実際にこれはあくまで当初、補正合わせてこのぐらいの入る見込みだろうということでもまず予算を立てまして、調定額というのは実際に賦課を決定した額となります。そこから収入済額は実際に令和2年度中に納入があった額、そこからどうしても徴収できない不納欠損を差し引いたものが収入未済額となりまして、この場合ですと262万3,584円となります。これが、翌年度、3年度の、次の2節の滞納繰越分の調定額のほうに振り替わるということになります。

そこで、予算なんです、ここでもありますように、滞納繰越分につきましては436万、調定については885万9,015円ということで、収入未済額がそのまま予算額に上がるということではなく、徴収実績等過去の見込み等を考慮した上で予算を計上しているというようなこととなります。

ですので、今回の農林水産業費の分担金の3年度予算につきましては、収入未済額147万の10%程度を目標に予算計上したものとなったものでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 課長の答弁で、伝票も本当に膨大でありましようから、伝票が上がっていなかったというか漏れたんだと、こういうふうなことであります。

しかし、やっぱり町民から見ると、プロの職員が決算や予算書をつくるのに、数字は一番やっぱりいろいろ頭にあることです、間違えてはならないということ。ですから、帳簿上は確かに、今あるように決算書、監査員の指摘でもそういう数字上は間違いはなかったというようなことでありますが、この漏れるというのは私、最もやっぱり、町民から見てもそれはやっぱり職員の怠慢だと言わざるを得ないような、そういうものに映るんです。私は怠慢だというふうな言い方はしませんけれども、そういうふうに映ります。

ですから、伝票1枚なくなったことによって大変なことが起きる可能性だってあるんです。だから、そこで私分らないですけれども、そういう担当課長が課内の金額をはじき出して、そして計上して印刷する。その前に財政係長や総務課長やそれから副町長や町長というふうに行くんだと思うんですけれども、点検すべきそういう箇所も機能もきちんと働かなかったということに私はつながっているんだと思うんです。ですから、課長だけじゃなくて。

その辺はどういうふうにお考えなんでありますか、点検すべき方々、あるいは伝票が漏れたことに指摘ができなかったそういうことはなぜ起きたのか。くどいようですけれども、二度とそういうことを起こしてはならない。伝票1つによって様々な問題が大きくなっていくわけでありますから。

以上であります。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） こういった会計上の伝票につきましては、いろいろな決裁区分がありまして、基本的には財政担当のほうまで回りまして最終的には出納のほうに行きまして、決算というような形になるわけですが、最終的に伝票の回ったかどうかというのは、今回のケースで見れば、決算書の調製の段階で点検すべきものだったかと思えます。

今後このようなことのないようにしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） この件については最後です。

これが、議会も誰も気がつかないでそのまま通ったということになると、これどうなるんですか。

例えば、私だけでなくもう一人の議員さんからもこの件については指摘があったという話を聞きましたけれども、やっぱりもう異議なしということで議決、通ってしまった場合には、そのままずっといっちゃって、この帳簿上から消えてしまうわけですから、決算の額は。そうすると来年はゼロになってくるという、こういうことに結果的にはなってしまうのではないかなと、その前に気がつけば訂正をしてやり直すということになるんでしょうけれども、どうなのかということが1つと、もう一つは、これ147万、1割ほど分担金をもらえと思ったので予算書には出ているというのですが、そのための努力はどういうふうになされたんですか。

147万あるんです。だからこれ、私、人数はちょっとどこかに資料忘れてきたんですけども、何人になっているんですか、今、未納になっている方。147万あるんですけども、そんなに多くはなかったという気がするんです。

だから、そういう人たちへの働きかけと、14万7,000円を何としても回収したい、回収というか納めていたきたいというふうに予算書で計上したけれども、できなかつた。それは何なのかと。最後に。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） お答えいたします。

こちらの金額につきましては、2名の方の分になります。

こちら以前の議会でもお答えいたしましたこともございましたが、大部分は圃場整備に係る未納分でございます。こちら、賦課当初から行き違いがございまして、いろいろもめているものでございます。お互いの意見の、20年ぐらい前からの意見の食い違いがありまして、いろいろ先のほうに進んではおりません。

かといってそのまま納めなくていいですよということはありませんので、連絡のほう定期的にいたしまして、以前こういうことがあったかもしれませんが、どうですかということで交渉はしておりますが、なかなかもう、当初からこじれてしまった話なので、簡単には解決しないかなとは思っております。

ただ、今後も交渉を続けまして、少しでも納めていただくように交渉のほうはしていきたいと思えます。

以上です。

〔「もう一つ、議会が通しちゃったらどのようになるんですか」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） ちよつとうまく答えられませんけれども、決算自体の趣旨が、現金上のことではないのはもちろんでございますが、現金上の金銭の確認につきましては、今回は影響がなかったものと理解しておりますので、数字の訂正をお願いしたいというようなことでございます。

以上です。

〔「質問の趣旨が違う」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 補足したいと思います。

決算ですから、今、課長が言うとおりでと思うんです。金銭上ではもう終わっちゃったんです。支払もあれしたり金銭のやり取りとかそういうことでは。だから、そっちのほうに金銭上の問題が大きく波及するというようなことはないと思うんです、確かに。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田君、4回目だから簡単に。

○10番（角田 勝君） ですから、ただ、このままいって、例えばずっと誰も気がつかなくてそのまま終わっちゃったと。月日も流れたと、月日もというか1年も決算も何もなかったということになると、それはもうそれで終わりということになるでしょう。その辺はどうなんですか。来年に、その次の年に予算書に出てくるんなら別ですけども、出なかった場合。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） まず、予算との関係では、切り離せるものです。

ですので、2年度の決算書、この書類自体はこのまま、今回の訂正報告がなければこれでいってしまう、そのままの状態になるものだと思います。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） なかなか難しい話になってきたと思うんですけども、これは1回きちんと調べて、誤った数字を執行部が提案をして議会もそれを認定してしまった場合に、その誤った数字はどういうふうになるのかというのは、1回きちんと調べてもらって、休み時間にも調べてもらって、その後に正確なものを報告していただきたいというふうに思います。

○議長（円谷忠吉君） では、総務課長、そういうことでお願いします。

ほかにありませんか。

3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 16ページの件ですけども、先ほど質問あったんでダブる点があるかと思うんですが、聞きます。

個人町民税の不納欠損額です、現年課税5万4,120円の内容をお聞きしたい。各税の不納欠損額、収入未済額それぞれの件数、人数ですか、それで一番多い不納欠損額、滞納額は一人で多い方の滞納額は幾らかあるものか。

あと、未納額、不納欠損額を講じるために徴収はどのように取り組んだかということですが、先ほどいろいろ、給与差押えとか催告状を出したりしている。よくやっているなど私は思っていますが、ただ、臨戸徴収、延べ3日という先ほど答弁ありました。これ、コロナ関係で少なくなったんですかね。普通だともっと、月に

1回か2回は徴収に行くのではないかなと私は思うんですが、その辺はどうでしょうか。

それとコンビニ徴収、二、三年前から始まったと思うんですが、これTKCに委託料、システム委託料160万ぐらいかな。あと、コンビニの手数料で40万くらい当初予算取っている、トータル200万かけているんですが、そのコンビニに約200万、コンビニ収納に関して。これ実際のところ、個人町民税、固定資産税、軽自動車税、質問にはなかったんですが、国保税なんかもコンビニ収納の納税件数、納税金額は幾らくらいになっているのか。

まず、これ町県民税は普通徴収分だと思うのですが、その辺を聞きたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、我妻美幸君。

○税務課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

現年度分の不納欠損額5万4,120円の内容なんですけれども、こちらは、1名の方が昨年中にお亡くなりになりまして、亡くなった後の滞納金額は通常相続人に承継されるんですけれども、相続人が相続放棄をしまったことから県の徴収アドバイザー及び県中県税部に相談をしましたところ、相続人全てが相続放棄をした場合は、相続人不存在により回収が見込めないことから、即時欠損とし処分停止ができるとの回答を得ましたので、即時欠損としたところでございます。

それから、収入未済額の人数でございますが、個人町民税の現年度分ですと43名、昨年度よりマイナス8名です。現年度分、企業ですと5社、昨年度マイナス4社の減となっております。滞納繰越分ですと49名、マイナス5名、それから、企業で3社で2社の増となっております。

法人町民税の現年度分ですと1社、昨年度より1社の減。滞納繰越分ですと1社、昨年と同様です。

固定資産税の現年度分は79名、昨年度より8名の減。滞納繰越分につきましては77名、昨年と同様です。

それから、軽自動車の現年度分につきましては1名。この1名の方につきましては、今年の6月に納付がございました。

それで、1人で一番多い欠損額、滞納額は幾らかということになりますが、不納欠損の税目別ですと個人町民税1人33万7,000円、固定資産税が1社15万円、個人では8万2,000円となります。

滞納額の税目別ですと、個人町民税が1人166万6,000円。固定資産税が1社76万5,000円、個人では105万8,000円となっております。

それから、コンビニによる納税額の個人町民税、固定資産税、軽自動車税の納税件数、納税額ということですが、コンビニ収納ですが平成30年度から始まりまして、毎年利用が増えている状況にあります。昨年度では、国保税も含めてとなりますが、全体の件数ですと3,325件、税目ごとの金額ですと個人町民税が1,248万5,300円、固定資産税が1,214万4,100円、軽自動車税639万1,200円、国民健康保険税ですと1,375万9,600円で合計4,478万200円となりました。

町税の納付額全体の約9%の割合となりました。昨年度は、全体の約8%の割合でした。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 大変細かい数字調べていただきありがとうございました。

そして、臨戸徴収、これは何か理由があって日数が少なかったんですかね。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、我妻美幸君。

○税務課長（我妻美幸君） 失礼しました。

臨戸徴収につきましては、昨年度はやはりコロナウイルス関係でなるべくお会いしないような形で電話をしたり、それから、封筒に再発行納付書を入れさせていただいて、コンビニでも納付できますのでお願いいたしますということで、再発行納付書を送らせていただいて、コンビニで納めていただいた方もいらっしゃいます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 分かりました。

決算の講評でも監査の講評でもあったんですが、徴税、機械的に5年たてば不納欠損するとかそういうことではなくて、極力、今、コロナ禍ですけれども、臨戸徴収等を強く、毎月とか2回とかある程度決めて、当然、未納者台帳つくってあるんでしょうけれどもぜひ強力で今後進めていただきたいと思います。不平等感をなくすためにも、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

何ですか、10番、角田君。

○10番（角田 勝君） 結局これ、決算に対する発言通告は出しているんです。

だから、私は1つだけじゃないんです。あれは1つの問題で長引いたから4つのあれになりましたけれども、そのほかに土木使用料、あるいは雑入と、通告してあるわけですから。

○議長（円谷忠吉君） 款ごとやっていますから。

○10番（角田 勝君） 失礼しました。歳入全般と言ったみたいな気がしたから。

○議長（円谷忠吉君） 次に、2款地方譲与税について、15ページから17ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、3款利子割交付金について、17ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、4款配当割交付金について、17ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、5款株式譲渡所得割交付金について、17ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、6款法人事業税交付金について、17ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、7款地方消費税交付金について、19ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、8款ゴルフ場利用税交付金について、19ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、9款環境性能割交付金について、19ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、10款地方特例交付金について、19ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、11款地方交付税について、19ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、12款交通安全対策特別交付金について、19ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、13款分担金及び負担金について、21ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、14款使用料及び手数料について、21ページから25ページ。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 使用料の問題ですけれども、土木使用料のいわゆる、今、論議にもありましたけれども、不納欠損のことがいろいろ論議になりました。

そこで、私、いろいろ数字も出ましたので簡単に。

1つ、保証人というのが要るんですよね、入居するのに。連帯保証人。それは、本人が亡くなってもその保証人の責任は免れないんです。私は、保証人になって10万の上だか納めたことがあります。ですから、相続人がいなくなったとか行方不明になったとか何とかといっても、その保証人の責務というのは私は連帯保証人ですから出てくるんだと思うんです、住宅使用料についても。私はそれで10万の上支払ったことがありますから。

保証人はどうなのかということが知りたいです、1つ。その件では1つだけでいきたいと思います。

同時に、もう一つは、今年になって収入未済額が144万以上増えているんです、昨年度からすると。これは一体どういうことなのかなと。私が端的に考えるのは、やっぱりコロナの関係でいろいろ収入が減ったり失業したりそういう影響があるのかなというふうに思うんですが、そのことをお伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

まず、1点目の保証人につきましてなんですが、住宅の入居者につきましては、1名もしくは2名の連帯保証人をつけていただいております。過去にご質問のとおり、連帯保証人の方にもお話ししたという経過はあったと認識しております。

今現在の状況なんですけれども、住んでいらっしゃる方、つまり主たる債務者の方との連絡が取れている状況であります。そういった場合につきましては、まだ連帯保証人の方に連絡をするような状況にはなってございません。ただ、状況によっては、今後やはり連帯保証人の方への連絡も必要になる場合もあろうかなというふうには思っております。

それから、滞納数、未納の金額が増えていることの現在の状況なんですけれども、滞納者につきましては、少しずつ減少しておりますが、件数につきましては増加傾向であります。それで若干増えているということがございます。これは特定の数人の方の滞納が増えていることが原因かなというふうに思っております、滞納解消に向けた取組につきましても、今後も電話での催告や訪問、徴収をしておりますが、先ほど申しました連

絡が取れているうちには、やっぱり本人としっかりと連絡を取って滞納の解消に努めていきたいと思っております。

滞納者の方の状況なんですが、コロナというお話もありましたとおり、住宅使用料に限ってではございませんけれども、全般的なお話になってしまいますが、滞納者のお話を聞くと、コロナによって仕事がなく納められないという方もいらっしゃいました。また、家庭内での就業状況等の変化です。仕事が変わったとか、それから、家族の方がちょっと進学して大変になったですとか、それから、逆に息子さん勤め始まりまして、急激に納め始まったという方もいらっしゃいましたし、それから、ちょっと体調が悪いという方、それから、精神的にちょっとまいっていて外に出られないとか人に話ができないと、病気をしてなど様々な理由でありました。

今後につきましては、滞納者の状況等をよく観察しながら福祉部門、それから、税のほうの滞納状況等を確認しながらよく状況を考えて収納率向上に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 担当課長からの話がありましたが、私いろいろなことではなくて、この保証人の責任というのはどうなんだということが、今、私の質問の主なんです。

やっぱり連帯保証人となれば、その方が亡くなくても払う義務があるんです。ただ、それは何年か前に遡って時効の部分もあるということから差し引いて幾ら、保証人が持ってくださいということで私納めた経験があるんです。

だから、そういうふうには私は厳しくやるのがいいんだっていうのではないんですけれども、ただ、やっぱり決まりにのっとってそういう全力を尽くしてやるべきことをやるということで、保証人というのは、全然連絡がつかないなんていうことはないと思うんです。あれは浅川町に住んでいる人だと思ったんです、保証人は。あるいは、親族だったか、何かそういう保証人の条件もありますけれども、その保証人とも連絡つかないということ私そんなにはないかと思うんですけれども、その点だけお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

保証人につきましては、連帯保証人でございますので、主たる債務者と同等の責任があると思っております。

それから、保証人の方には連絡は、ちょっと最近はまだしている状況ではございませんけれども、連絡はつくものと思っております。

過度な催告、それから、徴収、それから、面会や保証人に対する請求などにつきましては、過度なものにつきましては、主たる債務者のほうの精神的なプレッシャーも大変なものであると思いますので、状況をよく考えながら、今後保証人のほうに連絡する際には十分に気をつけて行っていきたいと考えております。

以上です。

〔「はい、分かりました」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、15款国庫支出金について、25ページから31ページ。

2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 25ページです。14款ですけれども、25ページなので質問いたします。

2項1目の証明書コンビニ交付手数料の件数です。これ住民票とか印鑑証明がコンビニエンスストアで、交付できるという項目ですけれども、その件数と1件当たりの単価は幾らなのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） それではお答えいたします。

コンビニ交付手数料の収入は7,387円となっております。昨年度は住民票が44通、印鑑証明書が45通、計89通となっております。1件当たりの単価は、町収入が83円となっております。

住民票及び印鑑証明書につきましては、浅川町の手数料徴収条例で1件当たり200円となっております。窓口で交付した際は200円の収入となりますが、コンビニで交付した場合は、町が地方公共団体情報システム機構J-LISと契約を行っている約款の中で、委託手数料は1通当たり117円と決まっておりますので、200円から委託料の117円を差し引きました83円が町の収入となっております。83円掛ける89通ということで7,387円の収入となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 住民票が44件、印鑑証明が45件ということで、取扱い件数的には多いのか少ないのかちょっと基準が分かりませんが、マイナンバーカードの交付の数が増えた影響もあるかと思うんですが、例えばこれ、コンビニは日本全国でも住民票や印鑑証明が取れるわけなんです。例えば住民票44件のうち県外とかあと町内のコンビニだったりとかという、印鑑証明もそうなんですけれども、そういう区分というんですか、それは把握されていますか。

あと、もう一点は、マイナンバーカードの交付件数です。令和2年度の実績見ますと、1,264枚交付したということで、大分交付件数が伸びていると思うんですが、これに対しての取組はどのような形で行ったのかも併せてお願いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） お答えいたします。

コンビニ交付の証明につきましては、令和元年度から行っておりまして、令和元年につきましては住民票が22件、印鑑証明が17件で39通となっております。

県外かどの辺で交付されているのかということにつきましては、今、手元に資料ありませんが、私の記憶ですと県外は多分なかったと思います。近隣の市町村、白河ですとか石川ですとか、もちろん町内もありますが、そういうところが多かったと記憶しております。

また、全国のコンビニからということですが、浅川町はセブンイレブンさん、ローソンさん、ファミリーマートさんと契約といますかそこで取れるような仕組みになっておりますので、これは全国で取れることになっております。

また、マイナンバーカードにつきましては、令和2年度末1,264枚の交付ということで交付率20.4%でした。令和3年度につきましては、8月22日現在2,101枚の交付で、交付率が33.6%となっております。こちらにつきましては、マイナポイント事業、電子決済に係りますポイント事業が総務省で行われておりましたので、そちらのほうで伸びたのだと感じております。

また、今後につきましては、マイナポイント事業の交付申請、4月30日まで申請した方という決めがございましたので、今後は交付率が伸びていかないことが予想されますので、引き続き広報等では毎月お知らせしておりますし、窓口のほうでもご案内していますが、すぐに写真撮って申請できるような仕組みになっておりますので、引き続き周知していきたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 分かりました。

おおむねこのコンビニで証明書取るのは福島県内だということで、その辺はそういう状況なんだろうと思います。

ただ、非常に利便性についてはよくなっているのかなと思います。

それから、マイナンバーカードの交付件数については、令和2年度1,264枚で、3年度は8月現在で既に令和2年度を上回っている2,100枚を交付したということなので、これもいろいろ周知等、ポイントの設定とかそういうものが進んでの伸びかなと思いますので、今後ともこのマイナンバーカード交付、進むようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、15款国庫支出金について、25ページから31ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、16款県支出金について、33ページから39ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、17款財産収入について、39ページ。

2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） すみません、39ページです。

17款2項1目の不動産売払収入の内訳、ちょっとお聞きしたいんですが、この前の説明の際にちょっとよく分からなかった点もあったんですが、この不動産売払収入の内訳をちょっとお願いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

不動産売払収入の内訳でございますけれども、建設水道課関係で2件ございました。

1件目は、水路敷と道路敷の一部の払下げで、町道ではなく法定外道路になります。こちらが10万4,558円です。

2件目は、廃止された公営住宅敷地の道路などの部分でありまして、こちらが18万1,425円となり、合計28万5,983円となっております。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 分かりました。

2件目の公営住宅の道路敷だった部分を廃止したので売却したという。そうすると、この公営住宅そのものは、今はなくなったんですか。住宅は建っていないところなんですか。そこに場内通路みたいなのがあったところを売却したということなんですか。これはどこの町営住宅なんですか。団地名、支障なければお願ひしたいです。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

町営住宅につきましては、廃止いたしました大名塚団地になります。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） その売却価格の算定というのは、どういうふうにしてなされているのでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

今回、建設水道課で2件ございました。1件目につきましては、水路敷、道路敷ということで法定外公共物なんですけれども、町の払下げの価格の基準がございまして、固定資産税の評価額から算定したりするものでございます。あと、それから、若干の補正係数等も入れて価格を算定して払下げを行っているところです。

こちらにつきましては、過去にも毎年あるようなものではございませんけれども、過去にも例はございます。

それから、2点目の件につきましては、こちらの価格につきまして実は道路買収、大名大塚背戸谷地線の関係で一部道路買収をしております。そのときの買収した方が別な土地の一部を払下げしていただきたいということで、町が買収した単価、これと同じ価格で払下げを行っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、18款寄附金について、39ページから41ページ。

3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 一般寄附金100万とふるさと応援寄附金197万6,000円の、一般寄附金は1件ということだったんですけれども、この寄附金の件数等をお聞きしたいと思います。

また、ふるさと応援寄附金、これの収納というか寄附金を増やすために何か町として今現在検討しているものがあればお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

一般寄附金につきましては、1件の方でございます。

増やすための検討なんですけど、今年の7月から庁内の若手職員6名によりまして、ふるさと納税の対応のためのプロジェクトチームを、会議を発足させて現在3回ほどの打合せを行っているような状況で、今後の取扱い等に、増やすよう検討しているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 決算の説明で楽天が24万8,000円、その他一般170万という説明があったんですが、この件数ちょっと教えていただきたいと思います。

ふるさと応援寄附金の件数、何件あったのか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 全部で40件でございます、うち楽天分が15件、一般分が25件でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 3番議員の質問とちょっと重複する面があるんですが、応援寄附金の件数は分かりました。その寄附金の使い道についてです。寄附された方が何かコメントをしているのかどうか。その辺ちょっとお聞きします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） ふるさと応援寄附金につきましては、寄附をいただく際に使い道について5つの項目を記載することができる記載欄がございます。それを集計しましたところ、まず1つ目、教育環境の充実という項目につきましては9件の10万円。それから、2つ目の次世代の育成支援につきましては10件で133万。自然環境の保全の項目につきましては3件で3万8,000円。4つ目、伝統文化の振興が6件で17万。それから、使い道が特に決められていないものにつきましては、12件の33万8,000円でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 分かりました。

やはり次世代のためのということで、教育と次世代、子育てやら教育に使っていただきたいという方が多いのかなと思います。

それで、ちょっと町長にお聞きしたいんですけども、去年も私この寄附金の件でお聞きしたときに、当然その寄附していただいた方に礼状とそれから町のパンフレットを送っているということでした。そのとき、5万円以上寄附した方に礼状を送っているということだったんです。私そのとき、金額に関係なく寄附していただいた方全員に礼状というものは出すべきではないですかということお話ししたんですが、その後、どういう対応されていますでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 以前5万円でありましたが、今現在は、私は2万円以上にしております。

1枚は、総務課のほうで礼状は出していますから。ですから、あえて出す必要がないかなと思っておりまして、そのようにしております。

あと、ちょっと話がずれるかもしれませんがプロジェクトチーム、私これ去年も言ったかもしれませんが、このふるさと応援寄附金というのは、ほかの町村はものすごく多いんです。我が町が少ないということで、やはりこのお金がどうしても必要だ、子供たちのために何とか使いたい、町のために何とか使いたいということで、プロジェクトチームを立ち上げて、今、何回か会合をしている状況であります。

今年中、あるいは来年の春頃までは何とか煮詰めて前に行きたいなと思っております。当然これは、商工会さんの事務局長さんらといろいろお話をし今後いきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） プロジェクトチームを立ち上げていろいろ応援を多くしていきたいという、その努力は分かります。ぜひやっていただきたい。

これは返礼品の中身というんですか、それによっても大分違うという面もあるし、いろいろ問題もあると思いますが、ひとつ努力をお願いしたいと思います。

それから、今、礼状の件なんですけれども、2万円以上ということで今度なっているそうなんですけど、ぜひ金額に関係なく。そして町長直筆の礼状、これ一番いいと思います。印刷したものではちょっとあれですから、真心が込もっていません。やはり直筆で礼状を書いてお出しするという。そういう方が今度感銘を受けて毎年寄附していただくようにつながる可能性あると思うんです。ひとつそういう、お忙しいでしょうけれども、そういう努力もしていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私、今、携帯を取り出したのは、一昨日、20万円の方がおりましたので、ちょうど携帯電話番号載っておりましたのでショートメールを差し上げたら、大変感動いたしまして、ぜひまた寄附したいという、そういうお話があったんです。ですから、礼状も大事です。あるいは今、携帯番号ですからほとんど、そういうメールもいいのかなと思っておりますので、ぜひ検討させていただきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、19款繰入金について、41ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、20款繰越金について、41ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、21款諸収入について、41ページから43ページ。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 43ページの雑入の部類に入るかと思うんですけれども、いわゆる東京電力からの賠償金、これは今も放射能の測定をやって、1人の方がやっておりますし、様々な機械の消耗なんかもあったりす

るということで予算にも計上されておりますが、どのように請求をしてどのような歳入になっているのかお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

東電への賠償請求額でございますが、現在までの請求額は、一般会計分ですけれども、1,681万9,111円で、支払を受けているのが1,414万677円で、差引き267万8,434円がまだ未払いという状況でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 内容はどういうことなんでしょうか。未払いの内容。

こういう状況、項目は払えないとか、過年度からの実績だというふうな、その辺の内容。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） まだ請求に、合意に至っていないものにつきましては、いわゆる備品の購入分、資産形成ということもありましてということらしいのですが、除染のために購入した軽トラックや放射能測定用のサーベイメーター、そのほか小中学校の屋内プールが使えなかったためのバスの借り上げ料などについてがまだ合意に至っていないというところの金額でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今、未合意分の中でいろいろありましたけれども、小中学校のプールのいわゆるバス借り上げ料なんていうのは、これははっきりしているのだからすぐに支払いができるものではないのでしょうか。軽トラックや測定器、その測定器だって損耗したりいろいろしているわけでしょう。それから、軽トラックだって農産物とか地域の方から問合せなんか来ている運んだり何だりして、何で合意できないんですか。その理由。ほかの町村でも合意できていないのですか。ほかの町村との協議なんかもしたんですよね。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 昨年、今年度も一部19万円ほど賠償がありました。これにつきましては、過去にも請求していた件でございまして、それが東電の説明によりますと、今までのいろいろな判例だとか事実の積み上げ等の中でいろいろ支払えるものが追加になって、現在のところ支払い可能になっているものが出てきております。

プールのバスの借り上げ等につきましても、現在、再度交渉中でございます。今後、これから再度内容について請求していきたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 同じ東電の賠償の絡みで、今回は19万980円が賠償になったと。これ放射能測定の臨時職員の賃金ということなんでしょうかね、去年も同じような項目で金額が幾らか乗っかっていたんです。この放射能測定の臨時職員の賃金は具体的にどういうものの賃金だったんですか。それを教えてください。

それから、2点目として、去年の9月議会で軽トラックの1台の弁償を交渉していると。減価償却で計算してなんか払ってもらえそうな、そういう話があったんですけども、それは結局どういうふうになったのか伺いたいと思います。

それから、東電に対する請求の残額は幾らかというのは今、10番議員のお答えでありました。267万円まだ残っていると。これらは原発事故がなければ、うちの町は出さなくて済んだ額なんです。基本的に話合いで合意になった分の弁償がなされているということなんです。加害者が納得したものだけ払うと、加害者がうんと言ったものだけ払うとこういうことでもう10年も来ているんです。こういう損害の賠償の請求はおかしいでしょう。加害者がうんと言ったものは払ってもらえる、ああよかった、うんと言わないものは払ってもらえないのでずるずるきています。こんなのはあり得ない話なんです、社会の常識からしたら。このことについて町長どういうふうに思いますか。これは何かきちんと強力な手を打つべきだと私は思うんですけども、町長はどういうふうに思いますか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 9番の議員の言うまさにそのとおりだと思っております。これは、加害者が決めるものではなく、被害者が決めるものだと思っております。

私もこの件は、最近はおしておりませんが、昨年、やはりこういう町村会とかそういうところでお話をさせていただきました。とにかく被害者は請求している分はいただきたいというお話はさせていただいております。

今後ともそういう請求する方向でいきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 2年度で受け入れました19万980円でございますが、こちらは、平成24年1月から3月までの現在も共同福祉で行っております食品等の自主検査の人件費の一部でございます。

それから、軽トラックの昨年度の経過でございますが、昨年は、購入分につきまして、リース等で追加費用であれば弁償可能だというような経過が残っておりましたけれども、浅川町の場合ですと、購入ということになりました。現在の東電の考え方では、やはり資産になるものについては対象外であるというようなことで、現在のところは軽トラのことについては進んでおりません。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず1点目の、放射能測定員の臨時賃金の人件費の一部であると。この一部というのはどういうことなんでしょうか。町、たしか県の補助金もらってやっていると思ったんですけども、これで町の持ち出し分はこのあれで解消されるんですか。その辺の事情をお聞きしたいと思います。

それから、2点目の軽トラックの部分なんです。リースだったらリース料は弁償するけれども、買ったんだから車残っているんだから払わないよというのが東電の対応だと。全くふざけた話だと思います。資産になったものは資産が残っているんだから、だから払わないよと。さっき聞いたらサーバイメーターなんていうのも買ったんだけど、資産として残っているんだからそれは払わないよと。原発事故なかったらそんなもの買わなかったです、浅川町は。全く本当に愚弄した話です。

町長、そういう姿勢でずっと支払いを拒み続けている東電に対して、やはり言いなりになっては駄目だとい

うのが、先ほどの町長の認識だったというふうに思うんですけども、これはやはり強くきちんと払ってもらえる対応を強い対応をしていくべきだというふうに思うんですが、どのように考えますか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 原発事故が起きなかったら町はお金も出すことはなかったと思います。やはり、被害者である本町は、扱ったお金は全て東電の責任だと思っておりますので、今後とも強く要求はしていきたいと思っております。これはお約束させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 先ほどお答えいたしました19万980円でございますが、一部だということですが、これは、実はというより当時24年1月から3月までの食品の自主検査の検査費用の人件費でございます、人件費は1月から3月まででトータル31万9,000円が町のほうから雇用されている方へ支払っております。その分を前に請求したところ、実際の検査件数に応じたものだけの賠償をいただいていたわけなんです、それが前に12万8,020円の方は先にいただいております。今回、その残りの全部について、その残りの部分についての支払いを受けたということございまして、なので一部という表現で説明させていただきました。

現在の食品検査のほうにつきましては、国庫の交付金の中で対応しておりますので、弁償金等につきましては、東電のほうへの請求等はしておりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目は分かりました。

放射能測定の臨時職員というのは、平成24年1月から3月までの分だったですね。これ以外に残っている分はあるんですか。この臨時職員に係った費用でまだ払ってもらえないのはあるんでしょうか。ちょっと伺っておきます。

それから、町長、二百何十万円の金額です、かなり減りました。ですから、あまりあれなんですけれども、ただ、相手は経済的に困っている人じゃなくて日本の巨大企業です。金うなるほどあるそういう会社が何で出し渋るのか。出し渋る金額じゃないでしょう、これ。やはり地方自治体をばかにしているとしか私は思えません。そういう姿勢も許せない。それで、きちんと強い姿勢を取っていただきたいと思うんです。

去年は、ADRを申し立てたらどうかというのを、県のほうでも申し立てたのでそういうふうな提案もいたしました。どうなったのか伺うとともに、ADRも基本的には話し合いですから、東電が平気でけっばるといってもこれまでも幾つもやっています。各地の事例であります。であれば、やはりこれは、法的な対応を視野に入れた行動を、これは浅川町だけでなくほかの町村も同じように踏みにじられていると思うんです。

ですから、共同歩調を取って、そういう強い対応をやはりしていくべきではないか。こういうことをぜひ、他の町村にも働きかけて、あるいは県にも働きかけて、きちんともらわなきゃならないものはもらうと、こういう強い姿勢に立っていただきたいというふうに思うんですけども、いかがでしょう。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私の考えは、たとえお金が1円であろうが200万であろうが500万であろうがお金はお金です。被害金額は請求しなくちゃいけないと思っております。

そこで、東電は、社長もそうだけれども、数年に1回変わってしまいます。そういうことがちょっと1つの原因かなと、私なりに考えております。それはそれで、東電さんのいろいろ都合があると思います。

ほかの町村と動向を見ながら、一緒になって今後とも請求させていただきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 現在、共同福祉で行っております食品の検査関係の賠償につきましては、全て支払いを受けたところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、22款町債について、43ページから45ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 調定額で3億2,000万ぐらいですか。町債というと一般的には借金というふうを考えるわけなんですけれども、でも、この借金の中にはいろいろあって、後年度交付税措置しますよという借金もあります。つまり、実質的には町が返済しなくてもいいようなものも含まれているわけなんです。

本来、町が返していかななくてはならないいわゆる借金というのは、この調定額3億2,000万円のうちのどのぐらいなのか。それを伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） それではお答えいたします。

2年度の決算の調定額が3億2,751万2,000円です。これを後年度の交付税措置が国から示されております。それを掛け合わせて交付税算定の額を算定しますと、2年度の借入れ調定分の起債額に対しては、総額2億4,248万9,000円の交付税措置見込みがあり、実質的に町独自の負担分につきましては、8,502万3,000円となります。

臨時財政対策債等につきましては、理論上100%の交付税措置となります。そのほか災害復旧事業等につきましては95%と、いろいろな起債の種類によって変わってきますが、それを考慮して計算したものが先ほどの数字となります。

以上です。

〔「分かりました」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、23款自動車取得税交付金について、45ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） それでは、ここで10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時50分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで総務課長より答弁がありますので、これを許します。

総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） それでは、先ほどの決算書の内容の訂正についてでございます。

決算の認定のことでございますが、国と県との行政実例がありまして、決算報告を議会に認定に付し、その議決を得た後に決算内容に誤りが見つかった場合は、そのときは町長が決算報告の内容を修正した上、再び議会に認定に付することができるものとされております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 歳出について質疑を行います。

1款1項議会費について、47ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、2款1項総務管理費について、47ページから55ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 広報あさかわについてなんですが、これ各ページに、それぞれのページにどういう記事を載せるかというのは、これは集団的に検討して決めているのでしょうか、その点を伺いたい。

それから、もう一点、在京浅川会の会員の方には、去年たしか毎月送付するようになりたいというふうな話があったと思うんですけども、そういうふうにされたのかどうか伺います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 広報あさかわの件についてでございますが、各ページに何を載せるかにつきましては、過去の編集履歴等を参考に、現時点ではそういうふうな編集方針を担当のほうで持っておりまして、集団的な検討というのは特に行っておりませんが、実際の編集の際については、課内の稟議等で検討はしているところでございます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） 在京浅川会員への広報あさかわの送付についてでございますが、以前、総務課長のほうより毎月送付することを検討したいということでお話ございました。その後、在京浅川会の役員の方何人かとちょっとお話ししましたところ、今までどおり2か月に1回でいいんじゃないかというお話がございまして、今のところまだ2か月に1回の送付となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず、1点目なんですけれども、なぜこれを聞いたかということ、広報あさかわを見ても、町の、今町が何をやろうとしているのか、町にとって一番大事なことは何で、どういう取組をしているのかというのがなかなか伝わってこないと言うんです。私もそう思います。ある方は、議会だより見たほうが浅川町のことがよく分かります。私だからそういうふうに行ったのかもしれないんですけども、やはりこれは内容を

検討する必要がある。町政と町民をつなぐパイプですからね、広報あさかわは。相当なお金をかけて出しているわけなんです。ですから今月号は、今この時期、町が一番取り組んでいる、力を入れて取り組んでいるこのことを載せようと、そういうふうなのが2ページ、3ページにあって私は当たり前だと思うんです。ところがなかなかそういうのがなくて、運動会の写真、ちっちゃい写真がいっぱい載っかってみたり、そういうことを町民にお伝えするものでは、それがメインではないと思うんです。

やはり今回のメインの記事は何にしようかというのは、これは担当者に任せておいたり、今までの例を参考にししてやっていたんではやはり駄目だと思うんです。そこはやはり集团的に検討をして、今町が取り組んでいるのはコロナ対策、ワクチンの接種、こういうふうに苦労しながら取り組んでいますと。こういう姿を町民の人にお知らせするのが、やはり広報だと思うんですよ。ですから、そのためにはやはり集团的な検討というのは、これは欠かせないと思うんですけれども、そういうふうに改善する考えはありませんか。

それから、2点目、在京浅川会の広報の発送、2か月に一遍。私はある会員の方から、比較的最近入った会員の方から何で古い広報を送ってくるのか、毎月出ているんだから、毎月送ってもらいたいという声があったものですから、議会で取り上げたんですけれども、役員さんと話をしたところ今までどおり2か月に一遍でいだろうと。つまりあまり新しいのを送ってもらっても、あまりありがたみがないのかなと、そういうふうにも取ってしまうんですが。これは引き続き検討していただきたいなというふうに思います。

2点目、結構です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 今後もそのような形で進めるようにしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、いいですか。

○9番（上野信直君） いいです。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） 49ページの4目財産管理費の中に入っているのかと思いますが、旧里白石小学校、山白石小学校のそれぞれ年間の維持管理費の詳細な内容をお伺いしたいと思います。

そして、もう一つ、55ページの3目18節負担金補助及び交付金、その中のもので、成果概要のほうに載っていたんですが、あさかわ夢工房において高齢者と若者との世代間交流が目的の一つとして記載されておりますが、これはどのような交流をしていて、実際どのような交流を行われたのか、交流による成果は何か生まれたのかということをお伺いします。お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 旧小学校の維持管理費でございますが、2年度の決算でございますが、里白石小学校につきましては196万2,800円、旧山白石小学校につきましては200万3,587円でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それではお答えいたします。

あさかわ夢工房の交流の件についてですが、特に交流の機会として何か設けているということではございません。出荷者の中には新規就農者の若い世代の方もおりまして、そういった方と出荷者同士の交流、出荷者と買物に来た方の高齢者等との交流、また、ふだんから特にお買物がなくても気軽にあさマルシェのほうに来ていただいて、お話しするような雰囲気づくりをして常に多世代の交流を行える場として運営していただいております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 1番、菅野朝具君。

○1番（菅野朝興君） 2問目については、夢工房については分かりました。

1問目の財産管理の維持管理費ということで、これできれば里白石小学校の196万の中の主なもの、山白石も同じように200万の中の主なもの、できればもう少し教えていただければと思います。2年度にかかった費用、これはもう継続的に毎年かかっていくというようなことでよろしかったのでしょうか。それで、何かあれですね、耐用年数の関係で数年のうちには何か取壊しというようなことになっていくかと思いますが、それに当たってかかる経費とか、その後の、壊した後の管理費用などの計画は持って何かやられていたのかどうか伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今壊すということになっておりますが、まだ町では壊すようなことはないです。今、いろんなところ募集とか営業しておりますので。この話が、いや議会で壊すんだという、そういううわさになっちゃうと大変ですから。それは何十年後はそれは壊すのだから何だか分かりませんが、ただ間違いなく、この前8番議員に、私地元の方、これは1番議員も知っているとおりに、壊してくださいという意見が多いと言ったのは、それはあくまでも地元の方の声ですから。あと、ほかの部落に聞いたら、いやそういうのは町で決めるんだべという声がありますので、私、数字言ったと思うんです、8割ぐらいだろうと。それは私が調べた結果ですから、壊す壊さないは、今後まだまだ課題だと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） それでは、その維持管理費の内訳、大きいものを申し上げますと、里小、山小どちらもですが、まず光熱水費、電気、水道関係の費用が約52万から56万、里小が52万、山小が56万程度でございます。そのほか、火災保険料がどちらも10万、それから機械警備、警備会社のほうに委託しているのがどちらも34万4,000円、それから消防関係の設備の保安委託、電気のキューピクルの委託料、それから窓の開閉等を地元の方をお願いしている関係上の費用等となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、2款2項徴税費について、55ページ。

3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 単純な質問ですが、55ページの賦課徴収費の役務費のコンビニ使用料だと思うんですけども34万696円、この支払単価と件数をお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、我妻美幸君。

○税務課長（我妻美幸君） お答えいたします。

コンビニ収納の1件当たりの単価は56円となっております。各税の合計件数が3,325件でした。それに1か月当たり5,000円の基本料がかかりますので、合計額に消費税で総支払金額は27万820円となりました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、2款3項戸籍住民基本台帳費について、57ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、2款4項選挙費について、57ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、2款5項統計調査費について、59ページ。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） ちょっと、疑問なことだけなんで簡単に。国勢調査やったわけなんですけれども、それも広報に毎月載っているそういう数字とは、例えば住民の数とか世帯数とか戸数とかというのは大きな開きがあるんですけれども、これは国勢調査のほうが現状に即しているというふうに考えればいいんでしょうか、それとも毎月の広報あさかわのほうが現状に即していることになるんでしょうか。その辺どう考えればいいのかなど。人口も世帯数も違うんですね。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） お答えいたします。

住民基本台帳のほうは、住民票移動された方の人数になっておりますので、そういう意味では国勢調査のほうが実情に合った人数になっているのかと思われまます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 注意はしていたんですけども、聞こえなかったものですから。いわゆる住民台帳のほうはいわゆる広報あさかわ、これの数字だと思うんです。ただ、国勢調査はそのときに4年に1回の現場で調査員が調査した、そういう資料で実績のあれにも載っていますけれども。そういう違いは、そうすると、その移動が、その同じ10月なら10月のあれを見ても違うんですね、かなり。そうすると役場の台帳は移動があったときにそれを差し引いたりなんだからというふうに、今私伺ったんですけども。そんなに開くのかな、開きがでるのかなというふうに思うほどの数字なんですけれども。台帳、例えば、何というんですか、町の台帳には載っているんだけど、現在は浅川にはいないというような人は国勢調査からははじかれるのかなど。だから現住人口の中に、台帳には載っているんだけど国勢調査でははじかれて少なくなるという、そういうことになるのかなというふうに思うんですが、そういう簡単なものではないんですか。

もう一回お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） お答えいたします。

先ほどと重複してしまうかもしれませんが、あくまでも国勢調査は実情に応じて、そのとき体があった方だと思われまじし、住民基本台帳法に基づいて毎月広報に載せておりますのは、届出のあった方、転入、転出、死亡、出生等、届出に來られた方、いわゆる住民異動をされた方の人数になっておりますので、住民票を置いたまま、例えばですけれども学生で勉強されている方もいらっしゃるでしょうし、中には外国人等で登録されないでという言い方もあれですけれども、住民の異動をされないで働きに來られている方もいるかと思われまじしので、そういう開きは出ているかと思われまじし。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○10番（角田 勝君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、3款1項社会福祉費について、59ページから65ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 2目の障がい者福祉費で、新規事業として基幹相談支援センター業務委託というのが267万円の予算で計上されておりました。この成果について伺いたいと思います。

それから、もう一つ、10目のプレミアム付商品券事業、758万円の予算に対して支出金が40万円、これはどうということなのか、利用額はとうとうふうになるのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

まず、1点目の、石川地方障がい者基幹相談支援センター業務委託の件ですが、こちらまず障害者の地域の相談支援の拠点として石川郡内5町村で共同設置されたものでありまして、事務所が石川町の合同庁舎内に構えております。本来は町村に1つあるのが望ましいとされておりますが、各町村の件数とかがそんなに多くないため5町村での共同設置となりました。その中に、専門的職員を2名を配置しております。

内容なんですけれども、その専門的な立場の方から、郡内にあるサービス事業所、障害者に対してサービスを提供している事業所からの相談業務、専門的指導、助言を行っております。サービスを利用していない方の障害者の相談にも乗っているということで、大きく2つの内容がございました。サービスを提供する相談支援事業者とうんですか、そちらの浅川町が利用している部分での相談件数としては、昨年は15件ほどあったということで報告を受けております。いかんせんこの事業、昨年度から始まったばかりですので、相談支援センターの方もいろいろ切磋琢磨しながらやっていると話は聞いておりますので、今後もどんどん成果が上がってくるものと考えられます。

次に、2点目のプレミアム付商品券事業の件でございます。

こちらは、実は令和元年度の当初予算に計上された予算でして、内容的にはご存じかと思いますが、非課税世帯と子育て世帯に対して4,000円で5,000円分の商品券が買えるという国の事業です。当初予算は、令和元年

度の予算としては印刷製本費など全て事務費も含めて1,120万程度予算を計上しておりました。この1,128万の中には、該当者、うちのほうで当初1,400人程度見込んでいました。そちらの方が最大で購入した金額で700万円程度、この1,128万の中には700万円程度1,000円分の補助と見込んで予算化しました。

実際、令和元年7月に販売開始されましたけれども、なかなか販売が伸びなくて、2回ほど勸奨を、買ってくださいと対象者に対しては案内したんですけども、実際は442名が予約券を持って行ったと。それで実際売れたのが1,522セット分しか売れなかったということで、大体こちら153万、町の負担が、700万に対して153万程度しか販売実績がなかったということなんですけれども、こちらの商品券が使用期限が令和2年3月31日までとなっておりますので、その後も、4月以降も換金の手続だとか多少の事務手続等が発生するということでしたので、残金のほうを全て令和2年度へ繰越しました。それが大体750万程度繰越したんですが、実際その令和2年度に行った事務としましては、換金事務のみとなりまして40万程度の支出となった流れであります。

実際その残金がどうなるのかということなんですが、これは予算上残金が700万円となっておりますが、国の事業でして、国のほうに実績報告をして、その実績に応じて令和元年度と令和2年度に合計411万程度、国から10分の10かかった分は全て交付されましたので、余計にもらったとか返金が生じたとか、そういうものではございません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○9番（上野信直君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、3款2項児童福祉費について、65ページから69ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 通告していなかったもので、ちょっと答えてもらえるかどうか不安なんですけれども。

3款2項5目子育て世代包括支援センター利用者支援事業ということがあって、去年初めて、母子包括支援システム委託料127万円が計上されました。これ去年は計上されたんですが、今度の新年度の予算にはこれなくなりました。1年ぽっきりで終わっちゃったということのかなというふうに思うんですけれども。この母子包括支援システム委託料とは、何をやったのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えします。ちょっとお待ちください。

恐らくなんですけれども、そちらは昨年度始まった事業ということで、システム導入の、システム改修とかにかかった費用かと思われます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） この事業、説明では母子手帳の代わりにこうアプリか何かでできるみたいな、そういうやつだったと思うんです。これを見た町民の方から、そういうものをアプリでやれる、情報を預ける会社とい

うのは本当に信用できるのか、そういうのをちゃんと吟味してやっているのかという心配の声が寄せられていたんで、私もずっと気になっていたんですけども、そのやつなんです。それは今年度の当初予算にはのっかっていなので、やめたのかなというふうに思ったんですけども、これはあまりやっている自治体も全国的にも少ないんですよ。その辺どうなんですか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 母子アプリ委託料という、これ去年から始まったんですけども、96名の登録者がおります。今の若いお母さんたちに情報提供できるような、様々な子育ての状況を提供できるようなシステム体系をアプリでできるということでやっております。他町村の状況ちょっとそこはまだ把握してはいないんですけども、そういうところでやっている次第です。よろしくをお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 上のほうの母子アプリ委託料じゃなくて、下の母子包括支援システム委託料のほうだったんですけども、こちら母子手帳の代わりに何かアプリを使って云々かんぬんという話だったのね。全国的にもほとんどやっていないんです、そういう、やっている自治体ないんです。まだ始まったばかりというか、国は推奨しているらしいんですけども。本当に母子手帳代わりにそういうものでやって大丈夫なのかという声が聞かれたものですからお聞きしたんです。それで今年度の予算には載っていないですよ。令和2年度には載っていたけれども3年度の予算には載っていない。これは利用がなかったということなんですか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 恐らく母子手帳自体はあるはず、同じく継続中です。こちらはさっきも言ったように、システムの改修です、情報連携関係のシステム改修の費用で147万9,500円ということで、恐らくこのシステム改修の中には、そういう母子手帳を電子化するような、そのような内容も入っているのかと思われますけれども、母子手帳は母子手帳で普通に今までどおり発行というか、交付はしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、3款3項災害救助費について、69ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、4款1項保健衛生費について、69ページから75ページ。

1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） 73ページの5目健康づくり推進の取組についてお伺いします。

この精神保健の取組の内容について、よろしくをお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 精神保健事業の取組についてということですが、まず、3つほどあります。

1つは精神障害者の社会復帰事業、2つ目が心の健康相談・精神保健相談、3つ目は県の自殺対策事業への取組などを実施しております。その中で、予防、啓発、交流の場づくりと相談事業に取り組んでいるという事業です。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） この取組によって、成果が出ているというんですか、変化というか、その方が改善して  
いっていますみたいなことはあったんでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 成果としましては、県の自殺対策事業なんかでは子供たちの標語を募集したり、  
その標語の入ったクリアファイルを作成したりして、子供たちの意識の向上とかそういうものもあります。な  
かなか相談事業というのは、目に見えるような成果というのはなかなか数字とかで現れるものではありません  
ので、それぞれの個々の相談に丁寧に対応しているというところが実情です。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。ほかに。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 2点伺います。

1点目ですけれども、この保健センター費で聞くような話かなというのはちょっと疑問なんです、コロナ  
のワクチン接種などで代休も満足に取れないという職員もいらっしゃるようです。そういう話を聞いておりま  
す。そうした職員の頑張りに対して町はどう応えるお考えなのか、これは町長にお聞きをしたいと思います。

それから、もう一点、健康増進事業費9目の絡みで、町の健診で要二次健診となった方の受診率の向上の取  
組、これとその結果はどうだったのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） コロナワクチン接種に奮闘している職員に対して、この頑張りには大変感謝しております。  
このコロナ禍は言わば自然災害と同質と言えるものであり、こうした危機への対応が公共を担う役場職員に求  
められているものと理解しております。コロナ禍はなかなか収束しない状況であります、ワクチン接種会場  
準備の外部発注や保健センターへの会計年度任用職員の配置などにより、職員の負担軽減に努めているととも  
に、各課協力の下、全庁一丸となって対応しているところであります。引き続き、職員、全庁一丸となってこ  
の危機を乗り越えていきたいと思っております。また、職員は一昨年の台風19号から大変な思いをしておりま  
す。職員にはただただ感謝している次第です。今後とも、全庁一丸となって共に頑張っていこうと思ってお  
ります。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 健診で二次検査の受診率向上という点にお答えいたします。

まず、健診結果とともに要精密検査者に受診の案内の通知をまず最初に出します。そこから受診案内を出し  
て病院から受診しましたよという結果が届かなかった方に、勧奨はがきをまず次の段階で郵送します。3段階  
目でその未受診者の名簿から、さらにまだ受診していなかった方に個別の電話を勧奨しております。

実績の成果ということですが、例えば胃がん検診については昨年度87%だったのが93%に向上したと。  
あとは肺がん、子宮がん、乳がんについては100%という結果となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目は分かりました。ただちょっと、コロナは自然災害だというふうな話があったんですけども、私は自然災害だけじゃなくて政治の失敗もあるんじゃないかというふうに思っております。ちょっと違う認識であります。町長の最終的な答えは、ただただ感謝していると、感謝しているだろうと思うんですけども、それはそうした職員の頑張りに対して町はどう応えるのかというのが私の質問なんです。感謝は当然されていると思うんですけども、やはり目に見える形での何かがあってもしかるべきではないかなと。災害のときもそうなんですけれども、今回のコロナのときも、とりわけ本来の業務でない大変な業務が降りかかってきたわけですから、それをきちんとやっていたらっしゃるんですから、やはりそういうのがあってもいいのかなというふうには思います。

二次健診のほうは、かなり受診率が向上しているということで理解してよろしいんですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今後、業務のシステム化やローテーション、業務分担等により、交代で休暇を取得できるような調整をしてみたいと思います。それでも代休取得不可能の際は、超過勤務手当等や休日給により対応していきたいと思っております。

○保健福祉課長（佐川建治君） 受診率の件ですけども、急激に上がっているというわけではなくて、五、六%から10%の範囲で微増しているというところで理解していただきたいと思います。

以上です。

〔「分かりました」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、4款2項清掃費について、75ページから77ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、4款3項上水道費について、77ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、5款1項労働諸費について、77ページから79ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 去年も聞いたんですけども、町内の企業で地元から雇用した場合は、1人について10万円を支給するという、こういう制度ができたわけなんですけれども、この10万円の助成というのは、これは雇用主へのお礼なんですか。それとも雇用を増やすための雇用促進のための費用なのか、どちらなのか。もし後者だとすれば10万円という金額が妥当なのかどうか、あるいは効果があるのかどうか、その点についてどのようにお考えになっているのか伺いたしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

こちらの助成制度のほうは、令和2年度50万円の予算でしたが、そのうち4名分、40万円使っていただいたということで、大変ありがたく思っております。こちら、雇用いただいた企業さん、事業所のほうに直接1人

当たり10万円をお支払いするようになるものです。これはお礼か促進のためかと言われるすと、雇用促進のため少しでも雇用した方の経費のほうに使ってくださいということで、10万円のほうお渡ししております。

効果があるかということなんですが、4人ということで決して大きな効果ではないかと思えます。ただ、これがあることによって、町外の方と町内の方とどちらを採用しようかとなったときに、少しでも町内のほうを採用したほうが助成があるとなったほうが少しはいいのかなということもありまして、大きな効果はありませんが多少なりとも効果があるものかと思っております。また、雇用促進については、この制度だけではなく、今後とも商工会、経営者協会さんと検討しまして、何か雇用促進に効果的な制度ができないかを話し合っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 労働費のことでちょっとお伺いしたいんですが、通告をしておりますので、そういう数字把握しているのかどうかですけれども、浅川には外国人として登録している方々は何人おられるんですか。と同時に浅川町で働いている外国人というのは何人ぐらいいらっしゃるのか。そして、町は、何というんですか把握の仕方というか、接触の仕方というか、何か町がやっている働きかけ等はあるんですか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） 外国人の方の労働者数につきましては、報告をいただいているわけではございませんので、私のほうで把握している数字というものはございません。商工会さん等を通じて各企業にどのぐらいいるかということを知りたいことはできますが、今現在はその数字は把握しておりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 何というんですか、ちょっと忘れちゃったけれども、技術を習得するためという方、外国から来て働いている人がいると思うんですが、私はやっぱり外国から出稼ぎのような状況なのかなと思うんですけれども、浅川町にも何人かいるんですね。そういう人たちの把握はしていないというんですけれども、何かそういう届出とか何かそういうのが必要じゃないんでしょうか。だから、私は役場でそういうのは実態分かっているのかなと思うんですけれども。例えば縫製工場に中国人の方が5人ぐらい来ているとか。ベトナムのほうからも何か来ている。長野県なんかは、農作業に来ているとかというのもありますけれども。そういう役場との関係ではこの届出とか国から何か来るとか、そういうことで何かつかむことができるのではないかなと思うんですが、今のところはそういうことは届出も必要ないし、何人いるかも分からないと、こういうふうな状況なんですか。私の知っている限りでも何人かは来て働いている人もいますけれども。どうでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） 研修の制度のほう、国の制度ですので、町のほうに何か届け出るようなことはございません。私も個人的というか一般的にですが、あそこの縫製会社で何人ぐらい働いているとか、どこどこで何人ぐらい働いているという、そういった状況は分かりますが、町のほうに直接何か外国人の研修で何人

来ていますとか、届出等は特にはございません。

また、住民登録の話になりますが、外国人登録されている方が全て浅川で働いているということは限りません。浅川に住んでよその町外の会社に行っている方もおりますので、外国人登録されている人数と、浅川町内で働いている外国人の数がイコールかというところもまた違いますので、私のほうでは、国のほうからこの企業には何人研修生がいますとか、そういう通知等もございませんので、直接事業所さんから聞かない限りは正式な人数は分からないのが実情です。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） そうすると、国のほうはそういう事業やって、税関も通って来るんでしょう、3年間とか、あるいは職種によってはいろいろ違います。そういう期間なんかもあるんですけども。そうすると浅川町に住んでいて、そういう働いているんだけど、役場はそういう実態は何も分からないという状況なんです、今聞いてみると。しかし、何かその辺どうなのかな、そういう状況をつくり出している国の制度そのものも私はおかしいと思うんです。

例えばそういう方が浅川町で働くというふうな届出していけば、やっぱり自治体にこれこれこういうベトナムの人がこういう仕事を得るために、何人どここの事業所に来ているとか、そういうことは国とか県からは何の話もないんですか。ただ全くいろいろ知っている限りで、あそこら辺には何人かいるみたいだというふうに記憶するぐらいですか。それはちょっと国も県も無責任だし、何かそういう人たちの人権なり、あるいはいろいろ労働条件とか様々なそういうことの把握というんですか、そういうものは誰がやっているんですか、そうすると。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） 繰り返しのになってしまいますが、町のほうに特に届出等出すものは何もございません。先ほどお答えしましたとおり、国、県からどここのほうの事業所で何人働いているという通知等は特にございませんので、こちらでは聞いた話とか、私の個人的に知っている情報とか、そういうもの以外では把握することはできません。国、県の制度ですので、私のほうでその内容がいいか悪いかとか私の立場ではちょっと言えませんので、私のほうではそういった通知等はございませんので、人数等は把握していません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、6款1項農業費について、79ページから83ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、6款2項林業費について、83ページから85ページ。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 林業費のことです。

これは、私通告しておいたんですけども、あまりにも、特に林分改良の整備事業で城山をやったんです。それが決算にも載っているんですけども、何か私繰り返すようになるんですけども、文化財のあの山がほ

とんど32町歩だか指定されているというのにもかかわらず、ああいう形で作業がなされて、一体何なんだろうと町民も心配するんですね。例えば、空堀の付近が作業道路でずっと削られているとか。だから城山にしばらくぶりに行った人は驚いているんです。何なんだ、この道路造ってワサワサ仕事やったんだろうけれどもそのままになっているけれどもというふうに思うんですけれども。

ああいう仕事をやる前にきちっと、何というんですか、設計あるいは俯瞰図、そういうものが明らかになっていないのでしょうか。そして、これは町の事業でやるわけですから、町の担当課はその際にどういうふうにくこの作業がなされて、作業道路がどういうふうな形でやられるのかというふうな概要みたいな、そういう打合せはないのでしょうか。ただ金額と面積と何本ぐらい間隔が空いて間伐してその事業終わりなんだという、そういうことなんでしょうか。

あまりにも文化財の指定を受けている山の森林の仕事としては、何というんですか、全くこういう仕事をやって2,000万からの金もらえるんでは、これどうなっているのかという率直な疑問がその後も寄せられているんですね。これについてはどういうふう担当課としては事前の設計、あるいは完成図とか、どういう仕事やるかという設計は、そういうことについては十分な協議をなされたんでありましょうか。その入札をする際以前として、落札をした業者とも。

そして仄聞すると、県の文化財の関係者からお叱りを受けているという話まで私仄聞したんですけれども、そういうこともあったんですか、それはどういうことだったのか、その辺もしあったんだとすれば、どういうことで、県も分からなかったのかどうか、その辺もお伺いしたいと思います。

というのは、今度は大草でやるわけですから、埋蔵文化財が出るとか、あるいは隣地との話合いも何もなくて、だだっああいう形でやったら、またぞろですね、何なんだという話が出るんじゃないかと思う、そういう心配からであります。いかがですか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それではお答えいたします。

森林再生事業委託を発注する前には、設計のほう間違いなくしております。その際に、もちろん文化財ということも分かっておりますので、そういった部分は避けて設計のほうしております。基本的には、作業道になる部分につきましては、大昔の植林をした際の作業道であったと思われるような場所を作業道に選んでいるという話は聞いております。設計完了後にももちろんこういった形でということで納品になりまして、それで打合せのほうをしまして、こういう作業道でいいでしょうということで、もちろん委託のほうに発注をしております。

もう一点、県のほうから指摘を受けたという話ですが、文化財のほうの指定ございました。その件で届けの、この森林再生事業、国・県のほうで推し進めている事業になります。というのも、放射能の関係がありまして、放射線量低減のため山の葉っぱとかが積もっている部分の表土を剥いで放射線を下げてくださいよという目的もございます。あとは、間伐によって森林の適正管理をお願いしたいということで、国・県で強く進めている事業でございます。そのため、届出だけでよかったものだったんですが、その届出にちょっと不備がございまして県のほうからちょっとお叱りを受けたという事実はございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今お話聞いていて、前にもあったんですが、ただ新しい形では、昔の道路を利用して作業道路を造ってやるんだというのが、設計段階での入札段階でのその後の話であったと。しかし、ああいう道は昔あの山に行くのにも全然ないですよ。歩ける道みたいな昔のあれは、境のところ行くような道路は図面上はあるんでしょうけれども、何もないそういうところに、ああいう形でやっぱり、文化財の山の作業道路をそのままにするというのは私ちょっと合点がいかない。あれはその後、業者と歩いたりして直すべきところは直すというような、そういう作業はやらなかったんですか。

それから、県からお叱りを受けたというんですけれども、県からはなぜお叱りを受けたんですか。その県にも届出事前にしたんでしょう。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） 県のほうで届けの不備があると申し上げましたが、事前協議のほうに漏れておりまして、届けのほうが遅くなってしまったということがあります。実際に手をつけてから届出ということになってしまいましたので、県からその分についてはお叱りを受けてしまいました。

また、完成後の状況ですが、完了検査のほうをいたしまして、現場のほう確認はしております。その中で特に設計どおり遺構だと思われる部分には手をつけていないということで報告を受けておりますので、それで完了検査のほうは終了しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 業者のほうから、そういう空堀みたいな、あるいは景観を壊すようなそういう作業はやっていないという話があったと。それは実際に例えば文化財の審議委員会にかけたり、あるいは文化財の方々と一緒にあそこを調査したり、事後現地調査をしたという、そういうことはやってはいないんですか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） こちらでは、設計の段階でそういったところはそうやって避けてあるというお話ありました。完了検査の際も業者では設計どおりそういった部分は避けて施工したということで聞いておりますので、特に文化財の審議委員等と歩くということはしておりません。委託業務の完了検査だけで終わっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、7款1項商工費について、85ページから87ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 簡単な話ですが、観光費の絡みで、弘法山にある壊れたブランコの跡があるんです。あれが車の回転の邪魔になっているだけなんですけれども、見た目も悪いし撤去を検討してはどうかというふうに思うのですが。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） あのブランコにつきましては、撤去する考えでございました。今後予算確保でき次第、撤去のほう進めたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 87ページの観光費の14節工事請負費、196万9,000円、これは城山遊歩道の入口の元の町営住宅なんかがあったところですね、駐車場に整備した事業かと思うんですが、今年造って、あそこ正直言わせてもらおうと、私のところに来た人がいるんです、町民の方が。それでできたというのが分かって行ってみたらいいんです、あの駐車場に。ところが今現在、草ぼうぼうで、かつそこから上に登っていくにも遊歩道自体入って行かれない状況になっているというふうなことでありました。私もそれ言われて見に行っただんですが、びっくりしました。駐車場は右側のほうは草ぼうぼうですし、あと長靴でも履いていかななくてはいけないような状況になっております。この辺の管理者の造ったはいいけれども、管理を今までどのようにしたのか。また今後、駐車場も含め、あるいは遊歩道を含め、あと遊歩道もどのような管理をしていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私も散歩をして駐車場は見ておりました。それで、ここ最近の雨で確かに急激に草は生えております。これは近々除草はさせていただきます。当然遊歩道も、私登ったのは6月頃ですか、その頃は遊歩道はかなり幅があり散歩はできました。それでとにかく3番議員さんが言ったとおりに、除草はさせていただきます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） そうですね、ぜひお願いしたいと思います。

物は造っても造りっ放しになっていますので、その後の維持管理が大事だと思っておりますので、ぜひ今の町長答弁のとおり、遊歩道散歩する方は結構いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） ちょっと、遡ってしまうんですけども、私、通告しておいたもので、ページ数ではいわゆる81ページの農業振興費の中での補助金との関係で通告していました。というのは、振興費の中で、農業担い手育成支援事業補助金17件、強い農業担い手づくり総合支援交付金17人、合わせて800万以上です。これは……

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君、これはもう終わっちゃっていますよ、今は7款1項を言っているんですから。

○10番（角田 勝君） だから通告しておいて、私質問しなかったものですから、さっき言ったように遡りま

すけれども、81ページの……

○議長（円谷忠吉君） それはまずいんです、だから。

○10番（角田 勝君） 何のためにこれ通告するんですか。

○議長（円谷忠吉君） 自分できちっと次は何款、何款とチェック入れておかなかったんですか。

○10番（角田 勝君） いや、ちゃんとここに書かれているんです。

○議長（円谷忠吉君） 私は、通告あってもこれはやらないと思ってこっちはいくわけですから、前に前に。

○10番（角田 勝君） 議長、議事運営の件ですけれども、通告しておくということは、やるから通告するでしょう。

○議長（円谷忠吉君） それはそうですけれども。

○10番（角田 勝君） それはやらなかったら、通告書に書いてあるんですけれども、この問題はいいんですかというぐらいのことがあってしかるべきじゃないですか。通告は何のためにあるんですか、それでは。

○議長（円谷忠吉君） これは、一般質問の通告ではありませんから。

○10番（角田 勝君） いや、一般質問じゃなくて、わざわざこれ通告するわけですから、これはどうなのかというふうになるでしょう。

○議長（円谷忠吉君） 前にも、あれです、歳入のほうでも通告していても言わなかった方も何人もいます。だからそれは分かったからもういいんだなということで、それは飛ばしていくわけですから。だから終わっちゃってから、前のやつなんて戻せなんて言われても、それは困るわけなんです。だから質問するのであれば、自分できちっと把握しながらチェックつけてもらわないと困るんです。そうでしょう。

○10番（角田 勝君） じゃ何のため、じゃ、分かりました、この次からは通告しないし、ページに合わせてどんどんやります。そうしたらいいと思います。それでは駄目だっぺ、これ……

○議長（円谷忠吉君） だから、どんどんやるのはいいんですけれども、終わっちゃったのは駄目なんですよ、やっぱり。これからのやつはいいと思いますけれども。

○10番（角田 勝君） 何ページ、何ページ、何款とって、ぱっぱとこうやられて、通告したやつ、あれこれ本当はやらないっちゃったんだわというふうになったときに、それはもうやれないということになるわけでしょう。

○議長（円谷忠吉君） やれないです、それは。やれないです、終わっちゃっているわけですから。今は7款1項やっていますから。

○10番（角田 勝君） やっぱり通告しないでどんどんやったほうがいいですね、そうすると。おかしくなってしまう。

〔「むきにならない、むきになっちゃ駄目だ」の声あり〕

○10番（角田 勝君） じゃ、やりません、その件。

○議長（円谷忠吉君） 次に、8款1項土木管理費について、87ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 3目の防災費に関して伺います。

ハザードマップには14か所の避難所が示されているわけなんですけれども、情報を得るためのテレビ、それ

と冷暖房装置、これらがすぐに使える状態で備えてあるのかどうか、お伺いをします。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野君、今、8款1項土木管理費だったんですけども、今のはそれは9款の防災のほうですか。じゃ、今の取消しね。

○9番（上野信直君） すみません。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、8款2項道路橋梁費について、89ページから91ページ。

11番、水野秀一君。

○11番（水野秀一君） 道路新設改良費についてお伺いいたします。

この道路新設改良費について、曲屋破石線についてお伺いいたします。

なぜこの道路の工事の進まないのかが1点でございます。

それから2点目といたしまして、舗装工事が入札が終わっているのに、早半年近くも工事が始まらない理由をお聞かせ願いたい。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

曲屋破石線につきまして、工事の状況を若干、経過を説明させていただきます。

平成26年から着手いたしております。平成26年に測量を行いました。平成27年度設計業務を行っております。28年時に用地のための測量、29年度に用地買収だったり物件等の調査を行いまして、30年度から改良工事が始まりまして、57.4メートル。令和元年度に改良工事で155メートル、そして令和2年度に舗装工事発注201メートル、約201メートル発注しまして、これを令和3年度に繰越しいたしております。

進まない理由ということでございますけれども、限られた財源、社会資本整備交付金事業の中で取り組んでおります。ほかにも並行しまして道路新設等の工事を行っていることから、やはり山白石地区におきましても、滝ノ下塩ノ沢線の舗装修繕であったり、昨年度までですと大名大塚背戸谷地線の工事であったりと、いろんなものを合わせてやっておりますのでなかなか進まないという状況もあろうかとは思いますが、ただ、この交付金につきましても、年の途中で若干、県内の自治体の中で事業が完了したりだとかというようなことで交付金が余る場合がございます、そういったものを積極的に手を挙げて浅川町に欲しいということで、追加で昨年度は配分をいただいております。

それから、2点目の、工事発注されてから半年が過ぎるということでございますけれども、曲屋破石線の舗装工事につきましては、失礼しました、先ほど201メートルと言いましたけれども、211.4メートルなんです、工期が令和3年7月6日から令和3年12月24日までとなっております、まだ半年はたっておりませんが、地元の本当に期待の高い路線でもございますし、請負業者さんにつきましては早期に着手するように、早期に完成させていただくように指導のほうをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 11番、水野秀一君。

○11番（水野秀一君） 確かに、予算のないのは分かります。しかし今度、大名大塚線が終了したわけでござ

います。ぜひこれから進めるのは前向きな対応をしていただきたいと思います。

ただ、その舗装の件なんですが、確かに期間はあると思うんですが、全然、地元でもあれはいつできるんだと、本当に待ちくたびれているくらい舗装工事が始まらない、これは本当に困ります。確かにその塩ノ沢線も看板は立っていますがまだ工事は始まっていません。やはりこれ、業者の関係などがあるのかなのか、その辺もあれば、するとしたら話を伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

今ほど、業者さんの関係もあるのかというご質問でございますけれども、先日の一般質問のほうにもそのようなご質問あったかと思っておりますけれども、一応工期というものは設定されておりますので、工期内になおかつ早期に着手して早期に完了させるように指導のほうしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 11番、水野秀一君。

○11番（水野秀一君） その考えは分かります。ただし、町長さんにお伺いしますが、そのような遅れるという事実に関してはどのように考えておりますか。お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 大変、頭の痛い問題であります。県道にしろ、河川にしろ、町道にしろ、町、県は発注しております。ただ工期というものがあまして、その破石のところもあと3か月ですか、あるのは、工期が。その間に私はやると思っております。それを過ぎるとやはり延滞金というのがつきますから、なるべく業者に言っているつもりではありますが、さらに言っていきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） この新設工事の件について伺います。一般質問でもいろいろ、県道の停車場線から118号の一般質問もありました。その関連でお伺いしたいんですけれども、地元の新しい区長さんやほかの役員さんなんかも含めて、あの道路の新設される、改良されるその図面は見えない人が多いんです。そうすると、途中から旧道のほうに持っていく道路が行けるようになったり、いろいろその図面、私が見た図面ではそういうふうになっていたんですけれども、やはり着工前に地元の、少なくとも行政区長、役員、こういう方々に、地元の方にあの図面を見てもらって、そしていろいろ、こっちのほうに接続する場合には、もっと下げたほうがいいんじゃないとか何とかといういろいろ地元のあれもあると思うんです。そういう人たちにぜひ事前協議をしてほしいと、こう思うんですけれども、いかかでしょう。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

県道浅川停車場線のバイパスまでの延伸工事につきましてなんですが、28年2月に事業計画説明会を県のほうで行って地元の方に対する説明はしていたというふうには伺っております。その後、用地測量や物件調査、それから用地買収も完了していることから、ある程度の法線のほうは決まっているのかなというふうに思っております。

なお、そういった今後、地元に対する事業説明会のほうは、県のほうに話をして実施していただくように要望したいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 私は通告しておりませんが、1点だけ。3項河川費の河川総務費、そこに12節に委託料とありますね、15万円……

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部君、それは8款3項だね。まだいっていないから。今は8款2項をやっていますから。

○5番（岡部宗寿君） 橋梁のほうですか。

○議長（円谷忠吉君） はい。

○5番（岡部宗寿君） じゃ、すみません。

○議長（円谷忠吉君） ほかに。

3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 2項1目の委託料の件について伺いたいと思います。

当初予算で立木伐採側溝清掃作業委託というのが計上になっていましたが、実績としてはどこをどのようにやったかお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

12節委託料の実績等でございますけれども、まず初めに、令和2年度につきましては、立木伐採側溝清掃につきましては、作業員さんのほうで対応いたしまして、こちらのほうの予算は草刈り業務を委託によって優先させました。シルバー人材センターや森林組合に委託をして行いました。合計232万円ほど支出しておりますが、森林組合へは3路線、シルバー人材センターにも3路線を委託して行っています。あと、それから刈り取った草等を処分しているところの、草木等の処分費となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） そうすると、立木伐採とかという予算も計上されておりますが、これは私は危険木なんかも該当するのではないかと考えていたんですが、これは危険木への対応はどのようにしたかお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

危険木につきましては、予算計上はされていったわけなんですけど、通常あの道路を通行するに当たって支障となるような木の枝を作業員さんが切り落として処分したというような内容になっております。完全に木の根元から危険な木を切ったというような実績は令和2年度中にはございませんでした。ただし、倒木等の撤去とかはございました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 私も前に、ずっと前ですが一般質問もやったことあるんですが、広域農道関係、あるいは町道関係、大変、普通の日はいいいんですが、雨降ったりしたとき、あるいは雪降ったりしたとき、車に触るほど落ちてくるような木があるんですよね。特に広域農道なんかあるんですが。今年も私のほうにちょっと町民の方から話がありまして、木がこうしなっているために、広域農道なんですけれども、急にあっち側の対向車が方向転換してこれをよけるのに、方向転換してぶつかりそうになってきたという電話があったんです。ですから、普通は何でも高くなっているからそれほど気にしないかもしれませんが、急に雨が降ったりしたときはしだれていきますので、ぜひ作業員でやるのはなかなか難しいのであれば、委託料なり予算化していただいて、ぜひ町民に危険の及ばないような対応をぜひお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

ご質問のとおり、今後は立木の伐採、草刈り業務については作業員さんの増員や、委託業務での受注者の確保ができれば予算をフルに活用して実施していきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、8款3項河川費について、91ページ。

5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 先ほどはすみませんでした。

ここで15万円が計上されておりますが、これは水門の管理費だと承知しておりますが、これは県のほうの委託事業ですよね。県のほうからこの5か所に何か頼んでいる人がいて、そのところに結局予算を払ってやる。この水門の件なんですけど、どんな仕事をするんですか。まずそこを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします

水門の管理委託につきましては、ご質問のとおり県からの委託によりまして、町のほうで再度委託しているところがございます。5か所ございます。具体的な内容についてなんですけど、樋門を操作するに当たって、通常の管理、ゲートが開け閉めができる状態であるとか、グリスアップとか、目視点検であるとか、それから大雨のときには、その水門を操作するというのが仕事であると考えております。その水位の状況によって閉めるのか開けるのか、こういったものが、マニュアルがございまして、委託している方にお知らせしてあると認識しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） そうすると、大雨が来たときに水門を開けるか閉めるかとか、そういう仕事ですよね。私もざっくばらんに昔の8.5災害と8.27災害で、つい最近も8月もちょっと水門、雨降ったときに、そのときに

担当が来てやっているというのをまず見たことがないです。ただ来てはいます、でも見たことない。それで結局逆流するんですよね、ああいう水門というのは。滝輪の水門の話いたしますと、あそこの逆流というのは半端じゃないと言って、口でどう流れたと言われると見せられないんですが。閉めているんだか閉めていなんだか分からないんですけれども、そういうのをまず見たことないです。そういう管理する人もある程度の年にもなってきていますし、今後、そういった事業は消防関係の人だとか若い人に少しずつ委託していかないと、いざというときに、80過ぎた人がそこの水門に行って、今大水が来ているときに水門閉めろなんて、ああ、なんて間違っに行かれちゃったらどうするんですか、これ。この辺の兼ね合いも、町長、町として一回精査して、やり直してやってください。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はいいですか。

○5番（岡部宗寿君） いいです。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、8款4項都市計画費について、91ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、8款5項住宅費について、91ページから93ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、9款1項消防費について、93ページから95ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 防災費関連、2点お伺いいたします。

1点目は、ハザードマップに示された14か所の避難所には情報を得るためのテレビと、あと冷暖房装置がすぐ使える状態で備えてあるのかどうかということです。

もう一点目は、防災無線の戸別受信機の設置工事で前よりも聞こえが悪くなったという家庭があったわけなんですけど、相当数があったわけなんですけれども、それへの対応をどのようにしたのか伺います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

まず、避難所、14か所についてのテレビと冷暖房設備の関係でございますが、まずテレビについては、各施設、一部の施設では備えてあるようで、4施設についてはあります。それから冷暖房設備ですが、暖房につきましては、体育館等についてはジェットヒーター的なものも含まれるということであれば、暖房については全て備えてあるわけですが、冷房については、例えば武道館につきましては、2年度において冷風扇というものを入れたような状況でございまして、エアコンに至っては里小、山小の教室のみという状況でございまして。

それから、防災無線の戸別受信機ですけれども、令和2年度におきましては、31件の問合せ等がありまして対応をしたところでございます。現在も、今年につきましても、広報あさかわにおいて不具合がある場合の対応の方法と、それでも改善しない場合についてのお知らせを載せており、今後、そういった問合せ等があれば個別に対応しているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 2点目はいいです。1点目ですけれども、テレビが4施設にあるということは、14か所の避難所のうち10か所の避難所にはテレビもないと、こういう状況なんですね。これはやはり避難所に指定しているからには、これは重要な情報源ですから、これは速やかに設置すべきではないかと。それから、冷房も一遍にというのはなかなか難しいのかもしれないですけれども、これはやはり最近の夏の異常な高温が続くような状況になっていますので、これも必要なもので積極的に設置をしていくという意識が必要ではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） すぐということではありませんが、今後、いろいろな検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、10款1項教育総務費について、95ページから99ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、10款2項浅川小学校費について、99ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、10款3項浅川中学校費について、99ページから101ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、10款4項浅川町学校給食センター費について、101ページから103ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、10款5項浅川こども園費について、103ページから105ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、10款6項社会教育費について、107ページから111ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、10款7項保健体育費について、111ページから113ページ。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 社会教育費の図書館のことで通告しておいたんですけれども。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君、今もうこれも過ぎちゃっているんですよ。前も言ったように、自分でチェックちゃんと入れてください。

○10番（角田 勝君） めくってね、決算書めくっているうちに、つつつと私いっちゃったわけで……。

○議長（円谷忠吉君） なしって言って、それから何ページ、何ページと言いながらやっているんですから、そんな早口で言っているわけではありませんから。

○10番（角田 勝君） 1ページぐらい過ぎたやつは駄目なんですか、それ。今までそういう発言を妨害した

議長なんかいないですよ、歴代に。

○議長（円谷忠吉君） だから、それはチェックしてくださいと。

○10番（角田 勝君） 活発にやっぱりやるのが議会でしょう。

○議長（円谷忠吉君） 特別……

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ここは議会ですから、興奮しないで言葉だけは気をつけていただきたいと思います。

○10番（角田 勝君） 私、興奮はしていませんし、言葉も気をつけています。

1ページが遅れたって、口角泡を飛ばしてそれが駄目だというような、そういう議会運営じゃないでしょうと言っているの。

○議長（円谷忠吉君） 特別、簡潔にやってください。

○10番（角田 勝君） 特別じゃないでしょう。私109ページなんだから。

○議長（円谷忠吉君） 特別に許します。

10款6項、角田勝君、やってください、簡潔に。

○10番（角田 勝君） 図書の購入について、1,091冊がなされています。その図書を選定する、そういうやり方はどういうふうにしてやっているのかなというふうに思いましたので、お伺いしたい。

それから、この図書館、非常に精力的に年度内の雇用の状況の職員がやっておるんですね。その事業の中に映画の教室があるんです、上映1年に1回やるんです、2日間だと思いましたがけれども、非常に、ちょっと古くはなるんだけど、本当に誰でも見てもよい、そういう映画をよく持ってきてやっています。私も一度見まして、集まっているのが10人ぐらいしかいないですよ。椅子は20人ぐらい用意してあったんだけど、その後もなんか非常に利用者が少ないようですけれども、この映画教室はもっと、ちょっと宣伝をして、せつかくやるんですから、ぜひもっと多くの人が見たらどうかと。私は「おくりびと」という古いですがけれども映画を見て本当に感動したものですから、お伺いしたい。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、生田目源寿君。

○社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

1点目の選定種別につきましては、図書の分類法という図書館法がございます。その分類が10種類に分かれております。その10種類のジャンルの中の図書を満遍なく購入すると同時に、県立図書館などからの推薦図書を購入しております。

また、映画教室等単発の各種教室、定期的で開催しておりますが、その周知方法なんですけれども、まず町の広報あさかわに、先ほども質疑にもありましたが、中に公民館だよりと図書館だよりというのが入っているんですが、その図書館だよりで周知するのが1つ、それと図書館は図書館でホームページを持っています。こちらでも周知しております。今議員さんおっしゃいました人数が少ないというのは、昨年度につきましては、今年度もそうなんですけれども、コロナ禍によりまして皆さん行くのを迷っていて、その結果が今回このような数字になっているのかと分析はしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 分かりました。

ただ、映画の件は、コロナ以前に私は見たんです。ですから、そういう意味ではコロナの影響がこの決算の中にはあるかと思うんですけれども、もっと何というんですか、工夫して周知方をお願いできないかなというふうに思うんです。例えば、広報あさかわなんかで、もう私は簡単にでもいいですけれどもそういう放送もしたらどうか。前は1週間に1回、必ず図書館だより来ていたんですけれども、あれもやっぱりちょっとその後1か月に1回というふうなことになったというふうなことを聞きまして、ぜひそういう広報に留意してほしいと思うんであります。お願いします。答弁はいいです。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 1つ飛びます。

次に、11款1項農林水産業施設災害復旧費について、113ページから115ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、11款3項文教施設災害復旧費について、115ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、12款1項公債費について、115ページから117ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、13款1項普通財産取得費について、117ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、14款1項予備費について、117ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私は全体的なことで通告したわけです。通告用紙は見られたと思うんですけれど。このいわゆる、決算全体についての及ぶものですから、全般的にという形で通告してあるんです。

1つは、いいですか。

○議長（円谷忠吉君） いいです、どうぞ。

○10番（角田 勝君） 1つは、職員のことです。これは特に年度内任用職員、臨時、あるいは労務職、様々なあれがあると思うんですけれども、それぞれの人数はどういうふうになっているのか。特に年度内職員の場合には、予算書でも説明がありましたけれども、全般的な面で人数なんかはどういうふうになっているのかなということと、待遇については給与表ができてボーナスも2.55か月というふうにできておりますのでその辺はいいんでありますが、人数だけでも教えていただきたい。

同時に、もう一つは、台風19号の被害は一体浅川町でどのくらいあったのかというのは、一口では私らも町民から聞かれて分からないんです。県とか国に報告したそういう総額もあると思うんです。例えば農政関係で

は被害総額5億だと、あるいは建設関係では2億4,000万だとか、そういう大ざっぱなものでいいんですけども、やっぱり浅川町で台風19号の被害はどのぐらいあったのか。どのぐらいの数の箇所があって、どのぐらいあったのかという、そういう一覧表は、私は内部の中にはできていると思うんでありますが、教えていただきたい。

それから、もう一つは、コロナ関係の様々な補助金や交付金、様々なものがあります。そういうものの国や県からの補助や交付、こういうものと町単独のものと、どのようなものがあるってどの程度、どの金額になっておるのかということをかいつまんで答弁願いたいと。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） それでは、会計年度任用職員の数でございます。令和2年度の末現在でございますが、フルタイムの方が31名、パートタイムの方が46名いらっしゃいます。それで、フルタイムのほうの所属でございますが、総務課3人、税務課1人、住民課1人、保健センター2人、農政商工課1人、建設水道課3人、学校教育課3人、図書館3人、こども園が2人、それからこども園の保育部が8名、幼稚部が3人、給食センターが1人でございます。パートタイムのほうでございますが、総務課1人、税務課1人、保健福祉課が4人、児童クラブのほうで10人、建設水道課1人、学校教育課9人、社会教育課1人、こども園が1人、こども園の保育部が4人、幼稚部が7人、給食センターが11名となっております。

台風19号の一覧につきましては、各課にわたりましての対応をしております、現在一覧にまとめたものはおのおの課での対応となっており、現在、町全体のものは作成しておりませんので、今後まとめるような形はつくりたいと思っております。

それから、コロナ関係でございますが、国からの交付金、コロナ地方創生のコロナ対応交付金のほか、特別定額給付金事業等合わせますと、2年度の決算においては8億7,800万ほどの支出がございました。主なものを申し上げますと、特別定額給付金では6億2,950万、そのほかそれに伴う事務費が489万8,000円、その他GIGAスクール構想関係では8,018万7,000円、それから子育て世代の支援交付金としまして学生等に交付した支援金につきましては2,522万7,000円、防災倉庫等の防災拠点整備事業においては2,459万7,000円等の内容となっております。

以上です。

○10番（角田 勝君） 分かりました。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） それでは、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、賛成者の発言を許します。

11番、水野秀一君。

○11番（水野秀一君） 令和2年度浅川町一般会計歳入歳出予算の認定について、賛成の討論を申し上げます。

令和2年度は、今まで経験したことのない状況の中、新型コロナウイルス感染症対策、台風19号の被害復旧、子育て支援、町民の健康管理、福祉教育環境の充実、道路網の整備、公共下水道の環境整備などに取り組み、計画に基づく各種事業に取り組み、町民福祉の向上に努めてきた予算だと思われま

す。特に、コロナ対策に当たっては、何度も補正予算を組み、町民の安心・安全に対応されたことは高く評価すべきと思われま

す。以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、賛成者の発言を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 共産党を代表して、本決算に賛成の討論を申し上げます。

私どもがこの予算に賛成した大きな要因として、いわゆる人口減少を押さえたい止めていくか。そして増えていくような、そういう町づくりを進めることが基本ではないのかなという点で、特に、子供や若者、そういう永住する人たちが出て、町の発展につながるという、そういうことの施策をやはりやる必要があるということで、特に学校教育の保護者負担の軽減についてもいろいろ頑張ってまいりました、処置してきました。

特に、2年度は小学校の入学祝いのランドセルの補助、それから中学校の制服代の補助、そして保護者への様々な負担軽減のために努力をしてまいりました。と同時に、小学生の通学バスを、いわゆる3コースから5コースを増やして、町内全般にわたってスクールバスを走らせると、こういう取組をしてきたわけでありま

す。本当にそういう意味では保護者の負担を軽減することによって、しかも子供たちの安全な通学、こういう点からも大きく寄与したというふうに思います。また、かねてから問題になっておりました、いわゆる法人化した買物弱者への移動の食品を中心とした小売、こういうことについてもいろいろ工夫をしてやってきたと、現在に至っております。また、タクシー代の助成についても、積極的に取り入れて実施をしてきたと。

このように、いろいろな形で、とりわけ教育、子供、福祉、こういう点に大きなやはり施策を展開してきたということは、住みよい浅川町をつくって、住むのなら浅川町だと、こう言われる町づくりの基本になっていくのではないかと

いうふうに評価するものであります。と同時に、この本決算は、11番議員からもありました、まさに台風19号への災害に対する取組、そしてコロナ禍を撲滅するためにコロナ対策のワクチン接種、あるいは様々な準備、こういうことで職員が一丸となって頑張ってきた、そういう姿を町民は見て、やっぱり町民の役に立つ、そういう役場の職員はありがたいと、こういう声が私にも話してくれる人がいまして非常にうれしく思ったと同時に、町職員の方々が時には昼夜の別なく、あるいは残業をいとわず頑張ってきたその姿に感謝を申し上げると同時に、敬意を表したいと思

います。どうぞ、どのような問題にも町民のためになる、福祉の向上につながる、将来の町づくりのために役に立つ、そういう仕事を職員は、私どもも含めて頑張っていかなければならないということ

にいたします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第1、認定第1号 令和2年度浅川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

---

#### ◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第2、認定第2号 令和2年度浅川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 国保税の不納欠損の件数と主な理由について伺います。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、我妻美幸君。

○税務課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

国民健康保険税の不納欠損の件数なのですが、34件でございます。主な理由につきましては、死亡された方、または町外に転出された方、それから後期高齢とか社会保険とかに加入された方がいらっしゃる。再三催告をしても納付がなく、あと納付をしても不納欠損額に達しなかった方で時効が来た方ということになっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第2、認定第2号 令和2年度浅川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

---

◎認定第3号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第3、認定第3号 令和2年度浅川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、認定第3号 令和2年度浅川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

---

◎認定第4号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第4、認定第4号 令和2年度浅川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 特別養護老人ホームの町民の待機者数、それと特別養護老人ホームの増設、増床の動き、あるいは見通し、これについて伺います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

さぎそうの町内の待機者数については25名です。こちら7月末現在で、全体では59名いる中での25名が待機者となっております。

あと、次の福祉会の増床、増設に関しては、町村会のほうでも対応しているということなので、町長のほう

から答弁お願いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） この前、町村会でやはり増床の件でお話しさせていただきました。この件は、一時10年近くお話がありませんでしたが、やはり平田村の増床、よもぎ荘、これを増床しなくちゃいけないだろうという理事会のほうに理事長とお話をして前向きな検討をいただきました。やはりこの増床がなければ待機がますます増えていきますので、私たちは増床を願って、今後、増床のほうに向かっていきたいと思っております。以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） さぎそうの待機者は15人、そのほかの施設に入るための申込みをしている待機者というのは浅川町民にはいて、その人らを含めると五十何人という、こういうことなんですか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

これはさぎそうだけの数字です。さぎそうの待機者数全体で59名おりまして、そのうち、25名が浅川町内の待機者ということです。

よろしく申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） そうすると、浅川町の町民で特別養護老人ホームに入りたいと思っている人は、さぎそう以外にも申込みをしている、さぎそうには申し込まないでほかの施設に申し込んでいるという方も中にはいらっしゃると思うんですけども、そうするとこの25人よりも増える可能性があるかと、浅川町民で希望していても入れない人という理解でよろしいですか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） そうですね、個々の施設に聞かなければちょっと全体の待機者というのは分からないので、議員さんおっしゃるとおり、これ以上はおられるかと考えてよろしいかと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第4、認定第4号 令和2年度浅川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

---

◎認定第5号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第5、認定第5号 令和2年度浅川町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、認定第5号 令和2年度浅川町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

---

◎認定第6号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第6、認定第6号 令和2年度浅川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、認定第6号 令和2年度浅川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

---

◎認定第7号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第7、認定第7号 令和2年度浅川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 説明がありまして、加入率が、いわゆる工事が終わったところだと思えますが、42%というふうな説明がありました。せっかく何十億もかけて町がやる下水道の事業、ぜひその地域の完成が見れば、多くの方が加入していただく、これは工事費、自分の負担をする工事費、あるいは自分のうちだけで改善をしなくてはならない、そういう問題なんかもあると思えますが、せっかく造ったものに参加しなくて、半分も加入しない、こういうことでは本当にある意味では情けないなど。ぜひ加入促進を努力していただいて、早く入って加入金等を支払えば奨励諸々もあるわけですから、その辺の努力をしていただきたいと思うんですが、お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

下水道の加入率42%でございますけれども、毎年、加入促進のためにいろいろ町のほうでも生活環境改善サポート事業などを活用してまして加入促進に努めているわけなんですけれども、引き続き努力してまいりたいと思います。そして、毎年共用開始の区域も増えていってございますので、なかなか加入率も上がらない状況ではございますけれども、いろいろと加入促進に向けて努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○10番（角田 勝君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第7、認定第7号 令和2年度浅川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

---

◎認定第8号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第8、認定第8号 令和2年度浅川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第8、認定第8号 令和2年度浅川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、認定第8号は認定することに決定しました。

---

◎認定第9号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第9、認定第9号 令和2年度花火の里ニュータウン汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第9、認定第9号 令和2年度花火の里ニュータウン汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立全員]

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、認定第9号は認定することに決定しました。

---

#### ◎認定第10号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第10、認定第10号 令和2年度浅川町上水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第10、認定第10号 令和2年度浅川町上水道事業会計決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立全員]

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、認定第10号は認定することに決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（円谷忠吉君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 零時47分